

# はじめに

---

本町は、平成13年3月に「第4次桂川町総合計画」を策定し、「人と緑が輝くふれあい拠点の町 桂川」を将来像として、本町の持つ自然と歴史、社会的特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

この間、全国的に市町村合併が進み、嘉飯山2市8町は、現在の2市1町となりました。

また、人口減少や少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、地方分権の進展により、その担い手となる基礎自治体は、これまで以上に、その役割が重要になっています。

このたび、策定した「第5次桂川町総合計画」は、時代の変化と将来の動向を見据えながら、総合的視点に立ち、長期的な町の展望と、その実現に向け取り組むべき施策の方向性を示すもので、本町の基本理念である「**文化の薫り高い心豊かなまちづくり**」のもと、「**協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”**」を将来像としています。

本計画では、本町の持つ魅力を生かした「住みたい・住み続けたい」まちづくりを推進することにより、定住化促進を図っていくこととしています。

本計画を着実に実現していくためには、行政と町民が情報を共有し、力を合わせ、共にまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

この「協働のまちづくり」により、誰もが桂川町民であることに誇りを持ち、桂川町に住んで良かったと思えるように、町民の皆様とともに、全力で取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、住民アンケートや計画に対する貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、ご審議を賜りました審議会の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



平成23年3月

桂川町長 井 上 利 一

## 第5次桂川町総合計画

### 目 次

#### 基本構想

|            |                               |           |
|------------|-------------------------------|-----------|
| <b>序 章</b> | <b>計画の趣旨・計画の構成</b>            | <b>1</b>  |
| 1          | 計画の趣旨                         | 1         |
| 2          | 計画の構成及び期間                     | 2         |
| <b>第1章</b> | <b>総合計画に関わる背景</b>             | <b>3</b>  |
| 1          | 桂川町の概況                        | 3         |
| 2          | 桂川町の地域特性                      | 4         |
| 3          | これからの社会潮流におけるまちづくりの課題         | 8         |
| 4          | これからの桂川町のまちづくりの重点課題           | 12        |
| <b>第2章</b> | <b>基本理念と将来像</b>               | <b>17</b> |
| 1          | まちづくりの基本理念                    | 17        |
| 2          | 将来像                           | 18        |
| 3          | 将来の目標人口の設定                    | 20        |
| 4          | 土地利用                          | 21        |
| <b>第3章</b> | <b>計画推進のためのまちづくりの基本指針</b>     | <b>22</b> |
| 1          | 協働によるまちづくりの基本指針               | 22        |
| 2          | 行政運営の基本指針                     | 23        |
| <b>第4章</b> | <b>将来像実現に向けた分野別まちづくりの基本目標</b> | <b>24</b> |
| 1          | 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり     | 24        |
| 2          | ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり    | 25        |
| 3          | 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり          | 26        |
| 4          | 利便性の高い都市機能の充実                 | 27        |
| 5          | 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保          | 28        |
| <b>第5章</b> | <b>重点プロジェクト</b>               | <b>29</b> |
| 1          | 重点プロジェクトの位置付け                 | 29        |
| 2          | 重点プロジェクト                      | 29        |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>基本計画</b>                           | 34 |
| <b>基本計画の推進方針</b>                      | 36 |
| <b>計画推進のための施策</b>                     | 37 |
| 1 町民と行政がともに創造するまちづくり                  | 37 |
| 2 合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進                | 39 |
| <b>第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり</b>  | 42 |
| 1 とともに支え合う地域福祉のまちづくり                  | 43 |
| 2 安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の充実         | 45 |
| 3 町民の健康づくり支援                          | 47 |
| 4 高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援           | 49 |
| <b>第2章 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり</b> | 52 |
| 1 子どもたちが安心して学び、心豊かに育つまちづくり            | 53 |
| 2 ふるさとを愛する健全な子どもを育てる社会づくり             | 55 |
| 3 町民の豊かな心を育むまちづくり                     | 56 |
| 4 町民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり           | 58 |
| 5 地域の歴史文化と新しい町民文化が生きるまちづくり            | 59 |
| 6 人権が尊重される地域社会づくり                     | 61 |
| <b>第3章 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり</b>       | 64 |
| 1 人と自然が共生するまちづくり                      | 65 |
| 2 きれいで住みやすい環境づくり                      | 67 |
| 3 安全な水の安定供給と下水処理環境の整ったまちづくり           | 69 |
| 4 快適な住宅環境づくり                          | 70 |
| 5 安全・安心に暮らせるまちづくり                     | 71 |
| <b>第4章 利便性の高い都市機能の充実</b>              | 74 |
| 1 都市機能が充実したまちづくり                      | 75 |
| 2 安全で円滑な道路交通網・情報通信網の整備                | 76 |
| <b>第5章 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保</b>       | 78 |
| 1 環境と調和した農林業を育てるまちづくり                 | 79 |
| 2 活力ある商工業の振興                          | 81 |
| 3 広域連携により魅力ある観光交流の拡大                  | 82 |
| <b>資料編</b>                            | 84 |





# 基 本 構 想

( 平成23年度 ～ 平成32年度 )



## 序章 計画の趣旨・計画の構成

### 1 計画の趣旨

総合計画は、将来、私たちの桂川町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのような「こと」をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画となります。

本町では、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念としてまちづくりを推進しています。また、第4次桂川町総合計画においては、「人と緑が輝くふれあい拠点の町 桂川」を将来像として、みんなで取り組む町民主役のまちづくりの推進、人と自然が共生する人と環境にやさしいまちづくりの推進、県央に位置する優位性を生かした広域交流拠点のまちづくりを進めてきました。

現在、本町を取り巻く社会や経済の情勢は大きく変化しています。進む少子高齢化や人口減少、インターネットの普及による生活スタイルの変化、温暖化に代表される地球環境問題等、様々な分野で今まで経験したことのない変化が急速に進んでいます。

まちづくり（地方自治）においても、長引く経済の低迷等を背景に、国や地方の行財政状況が厳しさを増す中、国から地方へ権限や財源を移し、地域が国や県に依存せず自らの責任でまちづくりを進める地域主権の時代へ大きく変化を始めています。

こうした中、桂川町がこれからも発展していくためには、行政と町民がともに、町の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けて、それぞれの役割に応じて、主体的にまちづくりを進めていくことが求められます。

以上を背景に、第5次桂川町総合計画は、次のような目的を持った計画とします。

第5次桂川町総合計画は

桂川町の**すべての町民**にとっての**目指すまちの将来の姿**を示し、

**行政と町民がともに**将来目標に向けて実行する

**実効性あるまちづくりのシナリオ**を示す計画です。

## 2 計画の構成及び期間

### (1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、以下の内容とします。

| 構 成  | 内 容                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 基本構想 | 町が目標とする年次までに達成する「将来像」と、それを実現するための行政の責務と町民の役割、行政運営の基本方針、分野別の展望、土地利用構想を明らかにしたものです。 |
| 基本計画 | 基本構想を実現するため、計画推進のための施策である協働のまちづくりと行政運営、各分野における施策の基本指針と主要施策を明らかにしたものです。           |
| 実施計画 | 基本構想・基本計画をどのような手段で達成するのかを明らかにし、進捗管理を行うための実行プログラムであり、本計画とは別に策定されます。               |

### (2) 計画の期間

#### ① 基本構想

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

#### ② 基本計画

前期計画（平成23～27年度）、後期計画（平成28～32年度）の各5年間を計画期間とし、本計画では、前期計画を示します。

#### ③ 実施計画

3年間を1期とし、実施計画の進捗状況及び財政事情の変化等を踏まえ、毎年ローリングを行います。

## 第1章 総合計画に関わる背景

### 1 桂川町の概況

#### (1) 地勢・地理

本町は、福岡県の中央部、筑豊地域の南端部に位置し、福岡市から東へ約25km、北九州市から南西へ約40km、筑豊の中心都市である飯塚市から南西へ約7kmの場所にあります。

町の面積は20.07k㎡で、筑豊盆地内にあり、丘陵地性の山に囲まれています。

交通面では、国道200号が町の西肩を縦走し、八木山バイパスや冷水トンネルにつながっており、北九州市や久留米市、鳥栖市経済圏を結ぶ大切な役割を果たす基幹産業道路として利用されています。さらに福岡市まで車で約1時間、JR篠栗線（福北ゆたか線）で約30分の距離にあります。



資料：国土交通省 国土数値情報

#### (2) 歴史

本町には、6世紀に、国の特別史跡である王塚古墳をはじめ、いくつかの前方後円墳が造られました。その他にも、二塚横穴墓群（土師六）から出土した銅釧（どうくしろ）※は、当時の朝鮮半島との交流を示すものとして貴重な資料となっています。

本町は、明治22年に瀬戸村、寿命村、中屋村、豆田村、九郎丸村、土居村、吉隈村、土師村、内山田村が合併し穂波郡桂川村として発足しました。

この桂川村が昭和15年に町制施行し、現在の桂川町となり、平成22年には、町制施行70周年を迎えました。



王塚古墳レプリカ

※銅釧（どうくしろ）とは、弥生時代中期に九州北部地域を中心に使用されていたゴホウラ貝から作られた腕輪をモデルにした青銅製腕輪です。

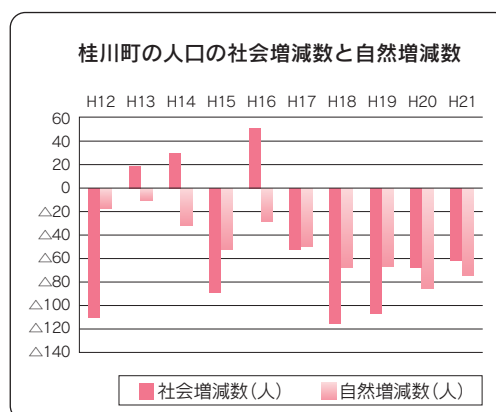
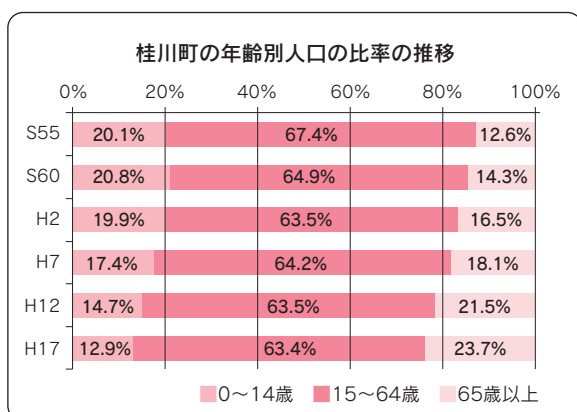
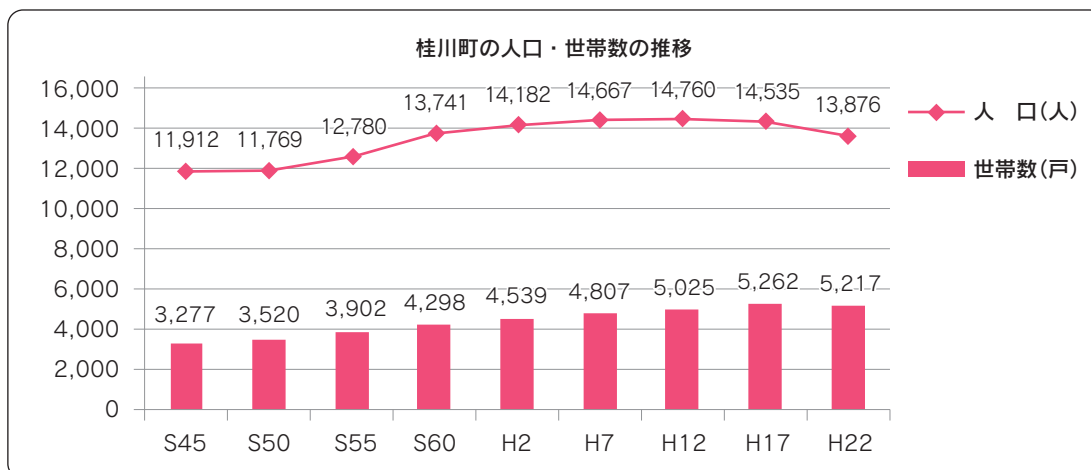
## 2 桂川町の地域特性

### (1) 人口・世帯

本町の人口は、昭和50年以降増加に転じ、平成2年に14,000人を超えてからも、転入者が増える社会増加による緩やかな増加傾向が続いていましたが、平成17年には30年ぶりに減少に転じ、転出者が増える社会減少と死亡者が出生者を上回る自然減少が高まり、平成22年には、13,876人と微減傾向が続いています。

世帯あたり人員数は、平成12年以降、3人以下となり、世帯規模の縮小が進んでいます。

人口の年齢構成においては、少子高齢化が急速に進展しており、平成17年には、0～14歳の割合が12.9%まで低下し、高齢化率は23.7%に上昇しています。



資料 国勢調査／福岡県人口移動調査

## 第1章 総合計画に関わる背景

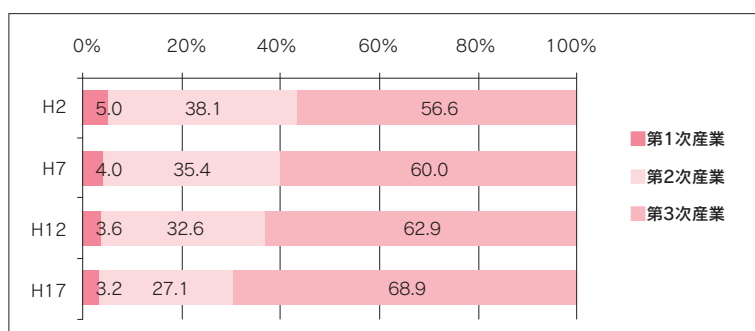
### (2) 産業

平成17年の国勢調査では、本町の15歳以上就業人口は6,307人であり、平成7年より年々減少傾向が続いています。就業者の産業別内訳をみると、第2次・第3次産業の割合が高く、第1次産業の割合は僅かとなっています。第3次産業の割合が年々高まっており、平成2年の50%超から平成17年には70%近くを占めるに至っています。

産業別15歳以上就業者数

|       | 総数    | 第1次産業 |     | 第2次産業 |      | 第3次産業 |      |
|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|------|
|       | (人)   | (人)   | (%) | (人)   | (%)  | (人)   | (%)  |
| 平成2年  | 6,091 | 302   | 5.0 | 2,319 | 38.1 | 3,449 | 56.6 |
| 平成7年  | 6,449 | 260   | 4.0 | 2,283 | 35.4 | 3,868 | 60.0 |
| 平成12年 | 6,444 | 229   | 3.6 | 2,101 | 32.6 | 4,051 | 62.9 |
| 平成17年 | 6,307 | 201   | 3.2 | 1,707 | 27.1 | 4,347 | 68.9 |

総数には分類不能の産業を含む。

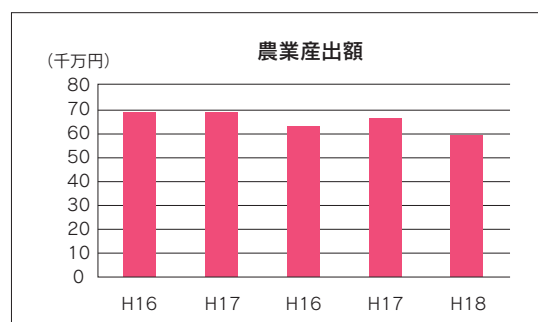


資料 国勢調査

#### ①農業

平成17年の総農家数は357戸で、販売農家が減少する一方、自給的農家の割合が高まっています。

農業産出額は6億円規模で小規模農家が大半を占めています。



資料 福岡農林水産統計年報

単位：戸

|       | 農 家 数 |           |     |       |       |        |
|-------|-------|-----------|-----|-------|-------|--------|
|       | 総農家数  | 販 売 農 家 数 |     |       |       | 自給的農家数 |
|       |       | 総 数       | 専 業 | 第一種兼業 | 第二種兼業 |        |
| 平成12年 | 355   | 306       | 47  | 38    | 221   | 49     |
| 平成17年 | 357   | 276       | 56  | 35    | 185   | 81     |

資料 農業センサス、世界農林業センサス



## ②林業

林野面積のうち大半を民有林が占めています。林業経営体としては、法人化しているのは2経営体で、大半が法人化していない状況です。

保有形態別面積

(単位 面積ha、蓄積m³)

| 総 数 |        | 国 有 林 |       | 民 有 林 |        |       |        |       |        |
|-----|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 面 積 | 蓄 積    | 面 積   | 蓄 積   | 計     |        | 公 有 林 |        | 私 有 林 |        |
|     |        |       |       | 面 積   | 蓄 積    | 面 積   | 蓄 積    | 面 積   | 蓄 積    |
| 581 | 93,380 | 17    | 4,776 | 564   | 88,604 | 127   | 21,878 | 438   | 66,726 |

資料：平成19年 福岡県農林水産部「福岡県林業統計要覧」  
※蓄積とは立木の幹の部分の体積で、資源として使える量を示す。

## ③商業

町内の事業所数は、平成19年の商業統計調査では、123事業所、従業者数は655人となっており、ともに平成16年から微増傾向となっています。年間商品販売額は、卸売業が約51.7億円、小売業が約55.2億円となっており、平成14年をピークに微減傾向が続いています。

|       | 卸 小 売 計 |         |             | 卸 売 計 |         |             | 小 売 計 |         |             |
|-------|---------|---------|-------------|-------|---------|-------------|-------|---------|-------------|
|       | 事業所数    | 従業者数(人) | 年間商品販売額(万円) | 事業所数  | 従業者数(人) | 年間商品販売額(万円) | 事業所数  | 従業者数(人) | 年間商品販売額(万円) |
| 平成11年 | 139     | 670     | 1,799,456   | 8     | 153     | 1,004,037   | 131   | 517     | 795,419     |
| 平成14年 | 123     | 649     | 1,837,249   | 10    | 189     | 1,147,764   | 113   | 460     | 689,485     |
| 平成16年 | 117     | 610     | 1,550,428   | 16    | 212     | 1,001,617   | 101   | 398     | 548,811     |
| 平成19年 | 123     | 655     | 1,068,854   | 14    | 162     | 517,246     | 109   | 493     | 551,608     |

資料：商業統計調査

## ④工業

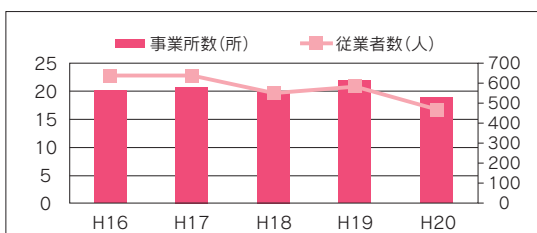
平成20年の工業統計調査では、事業所数（従業者4人以上）は、19事業所であり、横ばいで推移していますが、従業者数（臨時雇用者数を含まない）は年々減少傾向で推移しており、平成20年には500人以下となっています。

製造品出荷額等は約135億円となっており、減少傾向が続いています。

|       | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 |                 | 付加価値額<br>(従業者29人以下は粗付加価値額) |                 |
|-------|------|------|---------|-----------------|----------------------------|-----------------|
|       | (所)  | (人)  | (百万円)   | 従業者<br>1人当り(万円) | (百万円)                      | 従業者<br>1人当り(万円) |
| 平成16年 | 20   | 641  | 23,988  | 3,708           | 6,593                      | 1,033           |
| 平成17年 | 21   | 637  | 21,616  | 3,344           | 2,470                      | 385             |
| 平成18年 | 20   | 553  | 17,023  | 2,864           | 6,635                      | 1,138           |
| 平成19年 | 22   | 585  | 16,352  | 2,740           | 6,749                      | 1,153           |
| 平成20年 | 19   | 471  | 13,534  | 2,755           | 4,493                      | 929             |

従業者4人以上の事業所

資料：工業統計調査



## 第1章 総合計画に関わる背景

## (3) 観光

本町は、王塚古墳を中心に各種祭り等のイベントを通じた観光振興に取り組んでいますが、観光客入込数は平成21年には14,000人と少なく、微減傾向となっています。

|       | 観光客入込数 | 日帰・宿泊別 |    | 県外・県内別 |    | 観光消費額 |
|-------|--------|--------|----|--------|----|-------|
|       | (千人)   | 日帰     | 宿泊 | 県外     | 県内 | (百万円) |
| 平成17年 | 27     | 26     | 1  | 5      | 22 | 2     |
| 平成18年 | 27     | 27     | 0  | 4      | 23 | 2     |
| 平成19年 | 17     | 16     | 1  | 1      | 16 | 1     |
| 平成20年 | 17     | 16     | 1  | 1      | 16 | 0     |
| 平成21年 | 14     | 14     | 0  | 1      | 13 | 1     |

資料：福岡県観光入込客推計調査

〈町の観光資源〉

- 歴史文化財：王塚古墳（国指定特別史跡）／土師の獅子舞（県指定無形民俗文化財）
- 祭り催事：王塚古墳特別公開（春・秋）／夏まつり桂川／地藏祭り（土居）／老松神社春・秋大祭（土師）／ひまわりフェスタ／古代の謎フェスティバル／文化祭／商工まつり桂川

## (4) 教育

本町には、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校、高等学校1校がありますが、園児数、児童・生徒数ともに減少傾向にあります。

高等学校は、平成20年に福岡県立嘉穂総合高等学校が本町に移転しています。

|       | 幼稚園 |     |      | 小学校 |     |     | 中学校 |     |     | 高等学校 |     |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
|       | 園数  | 園児数 | 認可定員 | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 | 学校数  | 生徒数 |
|       | (園) | (人) | (人)  | (校) | (組) | (人) | (校) | (組) | (人) | (校)  | (人) |
| 平成19年 | 1   | 87  | 120  | 2   | 27  | 714 | 1   | 13  | 387 | —    | —   |
| 平成20年 | 1   | 91  | 120  | 2   | 27  | 737 | 1   | 13  | 359 | —    | —   |
| 平成21年 | 1   | 87  | 120  | 2   | 27  | 750 | 1   | 12  | 340 | 1    | 696 |
| 平成22年 | 1   | 83  | 120  | 2   | 27  | 721 | 1   | 12  | 330 | 1    | 693 |

資料：学校基本調査

## (5) 医療

本町には、一般病院1施設、一般診療所5施設、歯科診療所5施設があります。隣接する飯塚市にある飯塚病院、済生会病院、飯塚市立病院が圏域内の総合病院として医療圏を形成しています。

| 施設数<br>(箇所) | 病床数<br>(床) | 施設数<br>(箇所) | 病床数<br>(床) | 施設数<br>(箇所) | 病床数<br>(床) | 施設数<br>(箇所) | 療養病床を有する<br>施設数(再掲) | 病 床 数 ( 床 ) |        |             |        |        |        | 一 般 診 療 所     |        |                     |        |            | 歯科診療所 |              |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|---------------------|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|---------------|--------|---------------------|--------|------------|-------|--------------|
|             |            |             |            |             |            |             |                     | 総<br>数      | 精<br>神 | 感<br>染<br>症 | 結<br>核 | 療<br>養 | 一<br>般 | 施 設 数 ( 箇 所 ) |        |                     |        |            |       |              |
|             |            |             |            |             |            |             |                     |             |        |             |        |        |        | 総<br>数        | 有<br>床 | 療養病床を有する<br>施設数(再掲) | 無<br>床 | 病床数<br>(床) |       | 療養病床<br>(再掲) |
| 1           | 101        | 0           | 0          | 0           | 0          | 1           | 1                   | 101         | 0      | 0           | 0      | 71     | 30     | 5             | 1      | 1                   | 4      | 19         | 8     | 5            |

資料：平成19年医療施設動態調査



### 3 これからの社会潮流におけるまちづくりの課題

本町のこれからのまちづくりを考える上で重要な社会潮流として以下のテーマが挙げられます。

#### (1) 人口減少・少子高齢化社会に対応した社会づくり

人口減少社会の時代に入り、少子高齢化がさらに顕著になってくることで、社会保障制度や自治会等、これまで社会を支えてきた仕組が大きく揺らいでいます。社会経済においても、団塊の世代が定年期を迎えたことにより、労働力人口が減少する等、高齢化による人口構造の変化は、社会に大きな影響を及ぼしています。

本町においても、人口減少・少子高齢化社会への進行に伴い、地元産業の後継者不足、地域公共交通の必要性の高まり、空き家・空き地の増加等の様々な生活課題が深刻なものになっています。こうした中、子どもたちが社会の中で生き抜く力を地域で育むことができる社会の実現と豊富な知識や経験を生かし、まちづくりの重要な担い手となる高齢者の人材の活用が求められます。

#### (2) 新たな地域コミュニティの活力の創造

人口減少・高齢化に伴い、お年寄りの一人暮らし世帯等、地域とのコミュニケーションがなく孤立する世帯が増えています。

こうした中、今後のまちづくりには、地域住民が主体的なまちづくりを進める時代を視野に入れながら、住民と行政が様々な協力・連携した「協働」のまちづくりを進める体制づくりが重要となります。

本町においても、行政区によるコミュニティ活動が希薄になっており、地域福祉や子育て支援、防犯・防災等の様々な地域の課題に対して、町民がともに支え合いながら、まちづくりを進めることが重要となっています。今後はボランティアや企業等の取組をあわせ、地域コミュニティの活性化やネットワークの強化を図っていく必要があります。

## 第1章 総合計画に関わる背景

### (3) 地球温暖化防止に向けた環境保全活動の充実

地球温暖化の進展は、今後も地球レベルでの気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつ等の異常気象の増加等の広範な影響を及ぼしていくことが予想されています。こうした環境変化はこれまで自然の循環の中で営まれてきた生態系にも影響が及んでおり、生物の絶滅危惧種が急増する等の深刻な課題に対して、自然との共生による生物の多様性の保全を世界規模で取り組む国際的な生物多様性条約の締結が進められています。

また、世界的な水不足や水質・水源汚染が進行する等、水に関わる様々な問題が危惧されており、21世紀は「水の世紀」と言われ、今後、水をいかに利用し、確保するかが重要な課題となっています。

新しい技術の開発におけるエネルギー等の利用や地域の豊かな自然と暮らしのバランスのとれたまちづくりにより、地球環境にやさしい持続可能な社会をつくることが求められます。

本町においても、町の財産である豊かな自然環境を守り、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築する必要があり、自然と暮らしが調和したまちづくりを行政と町民がともに進めていくことが重要となっています。

また、貴重な水資源を確保し、町民に安全な水を安定的に供給できる環境を維持していくことも重要となっています。

### (4) 食料自給の必要性、安全な食に対する消費の高まり

新興国の経済成長や人口増加による消費増のほか、地球規模の気候変動や原油価格高騰等により、大豆や小麦等の穀物をはじめとする食料価格が高騰し、国際的な食料の安全保障が深刻な課題となっています。

こうした世界の食料需給が中長期的にひっ迫する中で、国内は食料自給率が年々低下し、食料の約6割を海外に依存している状況に至っており、今後の安定した食料を供給していくため、食料自給率の向上に向け、官民を挙げて関係者一体となった取組が喫緊の課題となっています。

一方、有害物質混入等、中国での食の安全を巡る問題や国内での様々な産地偽装問題が発生する中、消費者にも安全で信頼できる商品を選ぶ意識が急速に広がっています。

本町の農業は、従事者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大等の様々な課題を抱えています。こうした課題を解決するために、農業が地域の食を支え、環境を守る豊かな資源であることを町民一人ひとりが理解し、地産地消の拡大、商工業や観光等との産業間の連携による特産品開発等により、持続できる産業づくりに取り組んでいくことが求められます。

## （５）経済のグローバル化の進展と低迷する経済情勢

中国を中心とした東アジア諸国の急速な経済成長と産業構造の高度化が進む中、東アジア規模での生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化し、経済のグローバル化が広がっています。

一方、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界同時不況が、日本国内にも大きな影響を及ぼし、雇用情勢においても、失業率の上昇と有効求人倍率の低下が起こっています。

今後も、国民の日本経済の先行きに対する不透明感と将来所得に対する不安感は依然として強く、景気の先行きは、引き続き楽観が許されない状況となっています。

本町においても、雇用の不安定化、企業の業績悪化といった問題が今後も懸念される中、経済環境の変化をとらえ、地域特性を生かした競争力のある産業振興を進めていくことが必要となっています。

## （６）情報化社会に対応した利便性のある暮らしの構築

インターネットや携帯電話等の情報通信技術が様々な分野に普及し、時間や場所等の制約なく、「いつでも・どこでも・誰でも」様々な情報サービスを利用できる情報化社会が広がり、日常生活は飛躍的に便利になっています。地域社会においても、都市部と周辺部といったこれまでの地理的な地域の格差による課題を解決する手段として、情報通信技術の活用が広がっています。

一方で、個人情報流出、匿名による誹謗中傷等、インターネット社会による問題も拡大しています。

本町においては、高速情報通信網の整備や多様化する情報通信技術を活用した町民生活サービスの向上が望まれるとともに、プライバシーの保護等の課題への対策が必要となっています。

## 第1章 総合計画に関わる背景

### (7) 地域主権に対応した健全な行財政運営

国の構造改革や、国と地方の役割を見直す地方自治制度の改革が進む中、地方自治体は国から権限や税源の移譲を受け、新しい地域主権社会を自らの力で作り上げる必要性が高まっています。これからの地方自治体は、住民にもっとも身近な行政主体として、多様化するニーズにスピードや柔軟性を持って対応できる質の高いサービスを提供するとともに、地域の特色を生かした創造的な政策形成能力や事業遂行能力を高めていくことが求められます。

一方で、景気低迷による税収の伸び悩みや、依然として不透明な経済動向の中で、今後も地方においては財源の確保が厳しい状況が続くことが予想されます。効率的な行政運営を行い、限りある財源を効果的に活用して、まちづくりを進めていくためには、行政、町民、企業等がそれぞれの役割に基づいて主体的にまちづくりに取り組んでいくことが必要になります。

本町においても、新たな地方自治の確立のため、一層の行財政改革を推進し、さらに自立した自治体経営に取り組んでいくことが求められます。

## 4 これからの桂川町のまちづくりの重点課題

### (1) 住民意識調査にみるまちづくりの課題・ニーズ

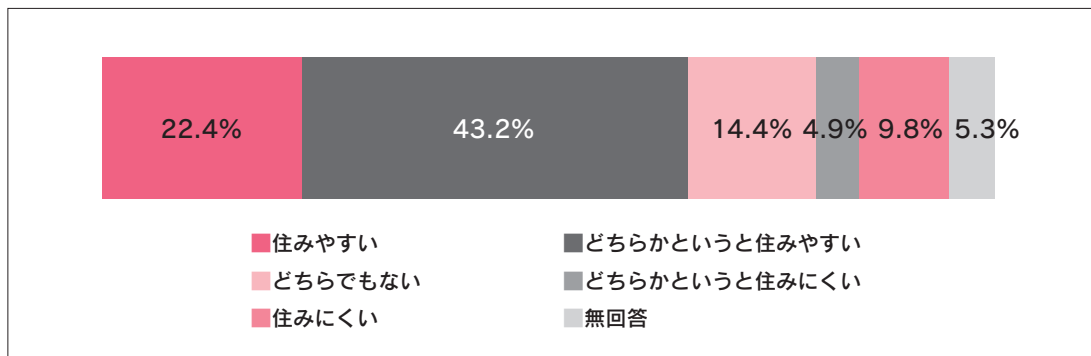
本計画の策定にあたり「まちづくり住民アンケート」を実施し、町民のまちづくりに対する課題・ニーズの把握を行いました。(対象者：20歳以上の町民、回答数2,189件)

#### ①桂川町の住みやすさ

現在の桂川町について、住みやすい(「住みやすい」「どちらかというに住みやすい」と回答した町民は65.6%となり、町民は概ね桂川町に住みやすいと感じています。

特に、住みやすい理由としては、「自然が豊かだから」という回答が50.4%と最も高く、次いで「道路や交通の利便」「買い物等が便利」となっています。

一方、住みにくい理由としては、「買い物に不便だから」「道路や交通の便が悪いから」という2つの回答が多数を占めており、「買い物の便」と「道路や交通の便」については回答者によって相反する回答傾向となっています。



#### ②まちづくりの満足度

まちづくりの現状満足度の高い項目は「健康診査・健康づくり活動」「文化財の保護と活用」「ごみ・し尿の適正処理」「安全でおいしい水の安定した提供」「広報・広聴活動の充実」となっています。

一方、満足度の低い項目として上位にあがったのは「駅周辺等市街地の整備」「公共交通の利便性の向上」「就労相談等雇用促進の支援」「下水道の整備」「公園・緑地の整備」となっています。

## 第1章 総合計画に関わる背景

《まちづくりの満足度に対する評価一覧》

|    | 項 目              | 満足度<br>(加重平均) |
|----|------------------|---------------|
| 1  | 健康診査・健康づくり活動等の充実 | 0.28          |
| 2  | 文化財の保護と活用        | 0.11          |
| 3  | ごみ・し尿の適正処理       | 0.08          |
| 4  | 安全でおいしい水の安定した提供  | 0.02          |
| 5  | 広報・広聴活動の充実       | 0.01          |
| 6  | スポーツ活動の機会の充実     | -0.01         |
| 7  | 防災対策・消防・救急体制の充実  | -0.04         |
| 8  | スポーツ施設の整備        | -0.05         |
| 9  | 芸術・文化活動の充実       | -0.05         |
| 10 | 人権啓発活動の推進        | -0.05         |
| 11 | ごみ減量化・リサイクルの推進   | -0.08         |
| 12 | 生涯学習機会の充実        | -0.08         |
| 13 | 住民参加による地域福祉活動の充実 | -0.11         |
| 14 | コミュニティ活動への支援     | -0.14         |
| 15 | ボランティアの育成と活動の普及  | -0.15         |
| 16 | 男女共同参画社会の推進      | -0.15         |
| 17 | 農業の振興            | -0.18         |
| 18 | 障がい者(児)福祉の充実     | -0.20         |
| 19 | 子育て支援事業の推進       | -0.20         |
| 20 | 適正な行政サービスの提供     | -0.21         |

|    | 項 目             | 満足度<br>(加重平均) |
|----|-----------------|---------------|
| 21 | 住民参画によるまちづくりの推進 | -0.22         |
| 22 | 地域医療体制の充実       | -0.24         |
| 23 | 交通安全・防犯対策の充実    | -0.24         |
| 24 | 高齢者の生きがい対策の推進   | -0.25         |
| 25 | 公営住宅等住宅対策の充実    | -0.25         |
| 26 | 学校教育の充実         | -0.25         |
| 27 | 高齢者福祉施策の推進      | -0.26         |
| 28 | 情報化の推進          | -0.27         |
| 29 | 商工業の振興          | -0.29         |
| 30 | 青少年の健全育成        | -0.33         |
| 31 | 道路網の整備          | -0.33         |
| 32 | 観光の振興           | -0.33         |
| 33 | 環境保全・ふるさと景観づくり  | -0.36         |
| 34 | 財政運営の効率化        | -0.41         |
| 35 | 公園・緑地の整備        | -0.47         |
| 36 | 下水道の整備          | -0.48         |
| 37 | 就労相談等雇用促進の支援    | -0.51         |
| 38 | 公共交通の利便性の向上     | -0.56         |
| 39 | 駅周辺等市街地の整備      | -0.57         |

## ③これからのまちづくりの重要度

今後のまちづくりの重要度が高い項目は「安全でおいしい水の安定した提供」「ごみ・し尿の適正処理」「地域医療体制の充実」「防災対策・消防・救急体制の充実」「学校教育の充実」となっており、身近な暮らしの安全に対する重要度が高くなっています。

《これからのまちづくりの重要度に対する評価一覧》

|    | 項 目              | 重要度<br>(加重平均) |
|----|------------------|---------------|
| 1  | 安全でおいしい水の安定した提供  | 1.23          |
| 2  | ごみ・し尿の適正処理       | 1.15          |
| 3  | 地域医療体制の充実        | 1.14          |
| 4  | 防災対策・消防・救急体制の充実  | 1.14          |
| 5  | 学校教育の充実          | 1.14          |
| 6  | 交通安全・防犯対策の充実     | 1.13          |
| 7  | ごみ減量化・リサイクルの推進   | 1.12          |
| 8  | 財政運営の効率化         | 1.11          |
| 9  | 下水道の整備           | 1.10          |
| 10 | 高齢者福祉施策の推進       | 1.07          |
| 11 | 健康診査・健康づくり活動等の充実 | 1.05          |
| 12 | 子育て支援事業の推進       | 1.04          |
| 13 | 青少年の健全育成         | 1.04          |
| 14 | 障がい者(児)福祉の充実     | 0.99          |
| 15 | 就労相談等雇用促進の支援     | 0.98          |
| 16 | 高齢者の生きがい対策の推進    | 0.96          |
| 17 | 公共交通の利便性の向上      | 0.95          |
| 18 | 住民参画によるまちづくりの推進  | 0.95          |
| 19 | 適正な行政サービスの提供     | 0.92          |
| 20 | 駅周辺等市街地の整備       | 0.86          |

|    | 項 目              | 重要度<br>(加重平均) |
|----|------------------|---------------|
| 21 | 農業の振興            | 0.83          |
| 22 | 公園・緑地の整備         | 0.83          |
| 23 | ボランティアの育成と活動の普及  | 0.83          |
| 24 | 道路網の整備           | 0.82          |
| 25 | 環境保全・ふるさと景観づくり   | 0.81          |
| 26 | 住民参加による地域福祉活動の充実 | 0.80          |
| 27 | コミュニティ活動への支援     | 0.79          |
| 28 | 商工業の振興           | 0.77          |
| 29 | 情報化の推進           | 0.72          |
| 30 | 広報・広聴活動の充実       | 0.68          |
| 31 | 文化財の保護と活用        | 0.63          |
| 32 | 生涯学習機会の充実        | 0.62          |
| 33 | 男女共同参画社会の推進      | 0.54          |
| 34 | スポーツ施設の整備        | 0.50          |
| 35 | 芸術・文化活動の充実       | 0.48          |
| 36 | 観光の振興            | 0.47          |
| 37 | 公営住宅等住宅対策の充実     | 0.46          |
| 38 | スポーツ活動の機会の充実     | 0.45          |
| 39 | 人権啓発活動の推進        | 0.39          |

※上表の満足度・重要度の加重平均数値は、アンケート調査での5段階評価を以下の式による平均値として示したものです。(例：満足度の加重平均＝(〈満足×2点〉+〈やや満足×1点〉+〈わからない×0点〉-〈やや不満×1点〉-〈不満×2点〉)÷(全体件数-無回答))



## (2) まちづくりの重点課題

本町の現状や地域特性、これからの社会潮流、町民ニーズ等を総合的に分析し、今後の10年間のまちづくりにおいて、特に重要と想定される課題について以下にまとめています。

### ①まちづくりの基本的課題：まちづくり全体に関わる基本となる課題

#### ●人口の定住促進

本町の人口は現在のところ、微減傾向となっていますが、今後とも人口減少、少子高齢化は顕著になり、地元産業等の後継者不足、集落機能の低下等、地域生活に多大な影響を及ぼす問題となってくることが予測されます。

また、人口減少は税収低下にもつながることから、人口の安定化は将来のまちづくりを実現していくための税源を確保していく上でも重要な課題となっています。

こうした課題を解決するために、町民の住み良さの向上により、町外への流出を抑制するとともに、福岡都市圏からのアクセス環境の良さを生かし、本町への定住促進を図ることが重要になります。

今後、定住促進に向けて、子育て支援の充実、医療・保健サービスの強化、雇用の場の確保、地域福祉の充実、バリアフリーの推進、生きがいづくり等、様々な視点からの対策が必要です。

#### ●協働のまちづくり

本町では、地域コミュニティの希薄化、自治会活動に参加しない世帯の増加に伴って、これまでの行政区を中心とした集落機能や活力の低下が危惧されています。一方、日常生活の暮らしの多様化、地域主権によるまちづくりの進行に合わせ、公的責務を果たす行政の役割に加え、町民とともに進める協働のまちづくりを進めることの重要性が高まってきています。

今後は、こうした地域社会の変化に対応した、新たな地域の協働によるまちづくりを進めるためには、町民との協働のまちづくりの仕組みを整え、町民のまちづくりに対する意識啓発、人材育成、ボランティア活動の促進等の様々な取組が必要です。また、増加する元気な高齢者はまちづくりを進める上で貴重な人材であり、技術・知識をまちづくりへ生かせる仕組みづくりが必要です。



## 第1章 総合計画に関わる背景

### ●行財政力の強化と広域行政の推進

本町の財政は、町税や地方交付税等の歳入の増加が見込めない中で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加等により、義務的経費の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。一方、町の行政には、国から権限や税源の移譲を受け、新しい地域主権社会を自らの力で作り上げることが求められています。自立した自治体としてまちづくりを進めていくためには、簡素で効率的な行政運営を行い、限りある財源を効果的に活用し、町民や関係団体とともに手を携えて知恵を出し合い、まちづくりに取り組んでいくことが必要になります。

また、道州制等、新しい地方自治のかたちに向けた全国的な議論が高まる中、広域行政のあり方についても新たな取組の必要性が高まっています。本町においても、飯塚市、嘉麻市との広域的な連携した取組を拡大していくことが求められています。これまでの一部事務組合での広域行政だけでなく、様々な行政運営や住民活動等での連携及び事務の共同化を研究し、推進していくことが必要です。

### ②まちづくりの分野別課題：各分野のまちづくりにおいて必要とされる課題

#### ●子育て環境や教育環境の充実

基本的課題に示した定住促進による人口維持、少子化対策を図る上で、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが重要です。

現在、町の子育て支援については、保育所と子育てサロン等で多様な取組が行われていますが、より幅広いニーズに対応できる総合的な子育て支援のできる環境・体制づくりを進めていくことが必要です。

また、町民からの重要度も高い、学校教育については、学力や家庭、地域の教育力の低下が今後の課題です。これらの課題に取り組むため、学校と地域と家庭がともに、確かな学力と生きる力、豊かな心を持った子どもを育てる環境づくりを進めていくことが必要です。学校についても、30人学級の導入や整備されたデジタル環境等を生かした特色ある教育環境の充実が必要となります。

#### ●誰もが元気でいきいきと暮らせる社会の実現

高齢化が進む中、医療費の増加は自治体財政の硬直化につながる深刻な課題になっています。町民の生命を守るため、広域を含めた地域医療体制を充実させることはもとより、医療費負担の軽減という観点からも、町民の健康づくり・健康管理を充実させ、町民がいつまでも元気で暮らせるまちづくりが必要です。

また、高齢者が心身ともにいきいきと暮らすことができるように、生涯学習等の社会参加を通じた高齢者の生きがいつくりや安心できる暮らしを支える在宅生活支援等の保健・福祉サービスや施設の充実が重要な課題です。とりわけ、団塊世代等を中心に、定年退職されたばかりの元気な高齢者については、これまで培ってきた経験や能力を生かし、地域活動や社会参加への積極的・主体的な取組が期待されます。

### ●地域資源・地域特性を生かした産業振興による雇用の拡大

地域の安定した雇用を確保することは、町の人口の安定、とりわけ若年層の流出を抑制するために必要です。長引く景気の低迷と従来からの産業構造の変化が求められる地域経済において、時代のニーズをとらえた地域産業の活性化と産業の創出を図り、雇用の確保が求められます。

農業は、後継者不足等による活力の低下が進むことが予想されます。安全な食の確保、農村景観の保全を進める上で、町民が地産地消等を通じて地域の貴重な資源である農業を知り、守るまちづくりが必要です。

また、地域の暮らしを支える商業についても、高齢化が進む中、より町民生活と密着した商業活動の展開が望まれます。

町の観光振興は、都市住民の定住促進を図る上でも、本町と都市住民との交流機会を広げることが重要であり、これまでの王塚古墳を中心とした観光振興を含め、様々なかたちで町の魅力を発信し、都市住民が町にふれあう機会を広げていくことが必要です。

### ●環境保全と安全・安心な地域社会の構築

環境問題については、本町においても産業廃棄物の不法投棄や、森林荒廃等、様々な環境問題が現れ、その解決がこれからも大きな課題になると予想されます。今後も、地球にやさしいまちづくり、美しい自然環境を守り育むまちづくりを進めていくため、環境に対する意識を共有し、町民、行政がともに具体的行動を実践していくことが求められます。

現在、取り組んでいるごみの減量化・リサイクルの推進のほか、町民の重要度が最も高い、安全でおいしい水の安定供給とごみ・し尿処理の適正処理、不法投棄対策を進めるほか、増加する異常気象による大規模風水害に対応した防災環境づくりを進めることが必要です。

### ●基本的な都市基盤の整備

桂川駅は、福岡都市圏と本町及び近隣地域を結ぶ重要な公共交通拠点であり、駅周辺の都市機能を充実することは、定住を促進する環境整備の重要課題です。今後、交通結節点として駅周辺の利便性を高めるとともに、幹線道路網との連動による町内各地とのネットワークを強化していくことで、より機能的で利便性の高い都市基盤を整備していくことが必要です。

## 第2章 基本理念と将来像

### 1 まちづくりの基本理念

本町では「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念としてまちづくりを推進しています。その上で、これからのまちづくりの方針として以下のテーマを掲げます。

#### 『夢あふれる協働のまちづくり・人づくり』

すべての町民がまちに誇りと愛着を持ち、夢のある将来に向けてともに支え合い、力を合わせてまちづくりに取り組むことが、最も大事な礎です。そのために、町民一人ひとりが心も体（身体）も健康で、それぞれが生きがいを持ち、交流を深め、みんなが活躍できるまちづくり・人づくりを目指します。

#### 『桂川らしい住み良いまちづくりとまちの魅力の発信』

本町には、豊かな自然と歴史、受け継がれてきた伝統文化があります。それは、今も私たちの暮らしと深く関わり、「桂川らしさ」として、私たちの心の中に息づいています。この「桂川らしさ」をかけがえのない財産として守り育てながら、安全・安心な暮らしと都会にはない快適さのある住み良さを町外へまちの魅力として発信することで「住みたい」定住拡大のまちづくりを目指します。



## 2 将来像

### 協働で未来(夢)を拓く～笑顔あふれるまち “けいせん”

本町では、これまで第4次総合計画で「人と緑が輝くふれあい拠点の町 桂川」を将来像に、町の自然と歴史、社会的特性を生かした個性豊かな地域づくりを進めてきました。

現在、少子高齢化を始め、雇用問題、環境問題等、これらを解決するための大きな転換期を迎えています。こうした社会変化への対応が求められる中、心の問題や地域社会における人とのつながりの希薄化等、様々な不安や課題が山積しています。

このような社会情勢を踏まえ、本町においては、豊かな自然と人とが共生し、町民が快適な生活環境の中で、安心して暮らせるよう、行政と町民がともに支え合い、伝統文化・地域コミュニティ・産業を守り育てていくまちを目指します。

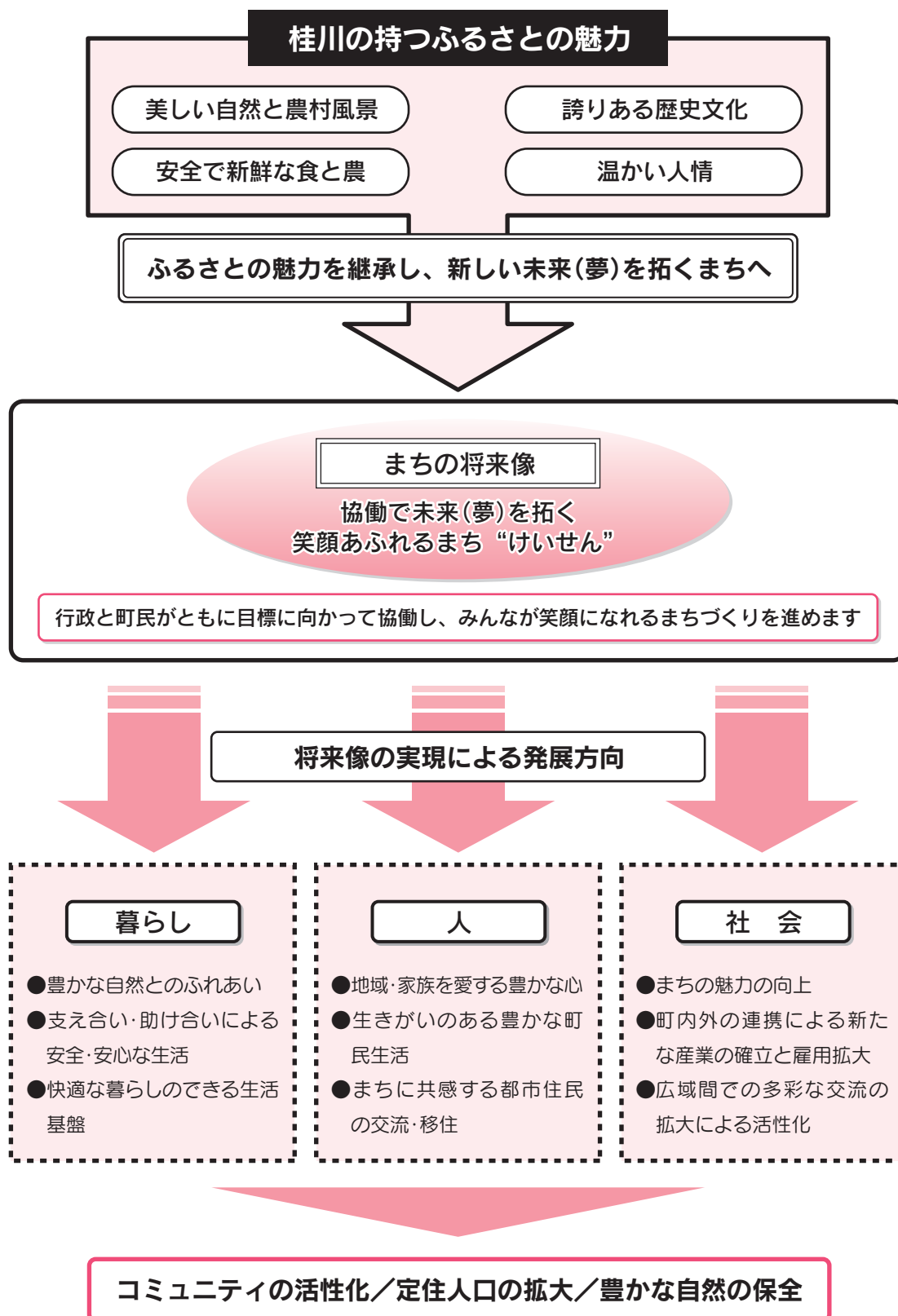
本町には、先人たちが守り育ててきた魅力ある多彩な資源を保有しています。太古の息吹が残る王塚古墳等の歴史遺産、豊かな森林や農村の原風景、笑顔があふれる温かい人情等を有する本町は、古代から「まほろばの里」と称され、人々が住み良い場所とされています。この多様な資源は、本町のかげがえのない財産であるとともに、社会において求められている自然と親しみ、家族や故郷を愛する心の豊かさを実感できる魅力でもあります。

小さい町の特性を生かしたコンパクトでも利便性の高いまちづくり、小さくても輝きがあり夢や希望が語り合える魅力ある人づくり・まちづくりを推進していくとともに、これらの情報を積極的に発信することにより、幅広い人・モノの交流や定住化を促進していきます。

これらのことを踏まえ、将来へ向けたまちづくりへの指標として、第5次総合計画では、まちづくりの将来像を「協働で未来(夢)を拓く～笑顔あふれるまち “けいせん”」と定めます。

## 第2章 基本理念と将来像

### ■将来像のイメージ

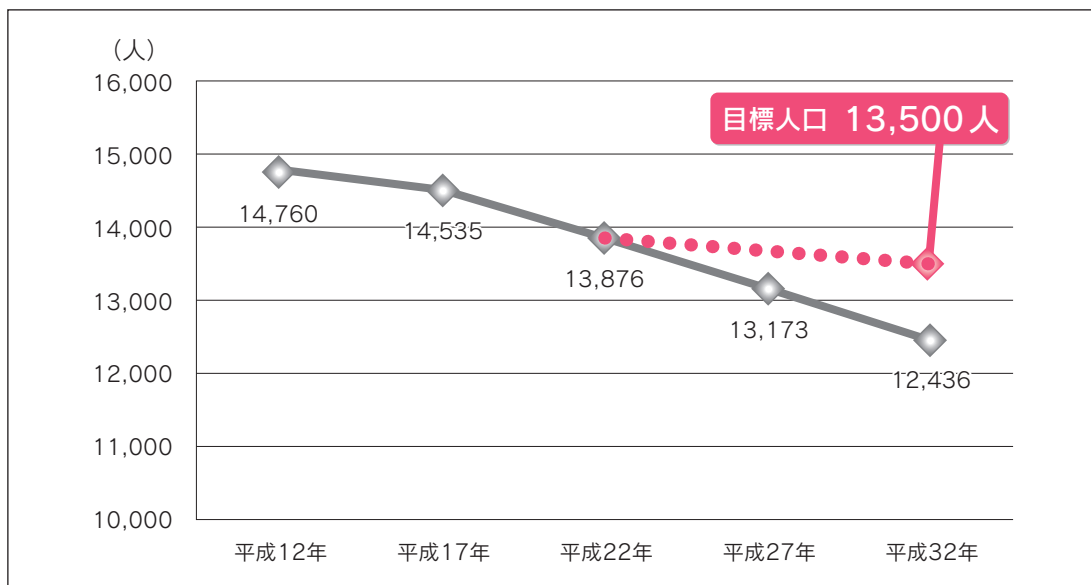




### 3 将来の目標人口の設定

#### (1) これからの人口見通し

本町における今後の人口見通しをコーホート変化率法※で推計すると、10年後の平成32年の人口は12,436人になると推計されます。



※コーホート変化率法とは、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法です。今回の推計にあたっては、平成17年及び平成12年人口の変化率から、年齢層別の将来の出生率、生残率を仮定し推計しています。

#### (2) 将来人口の設定

これからの本町の人口が減少傾向である見通しの中、定住人口を維持していくためには、人口流出の抑制と新たな定住の促進を進める必要があります。

第5次総合計画では、住みたい・住み続けたいまちづくりを目標に、子育て・教育・福祉等の充実による安心で快適な暮らしの環境づくりを推進します。

また、福岡市まで電車で約30分の距離にある利便性を生かした都市住民の定住促進を図るため、桂川駅周辺の都市基盤の整備、自然環境の保全など、都市住民にとって魅力のある定住環境づくりを進めることで、人口の減少傾向を抑制していくことを目指し、平成32年の将来人口の目標を以下のとおりとします。

**平成32年の将来人口：13,500人**



## 第2章 基本理念と将来像

### 4 土地利用

本町のまちづくりにあたっては、都市機能地域、生産振興・交流促進地域、自然環境保全地域を設定し、計画的な土地利用を図り、全域的な発展向上を進めます。

#### ■都市機能地域

##### ○中核拠点ゾーン

行政をはじめ保健・医療・福祉、教育・文化等に関わる公共施設や商業にぎわいの拠点、産業の集積を図ります。

##### ○交通拠点ゾーン

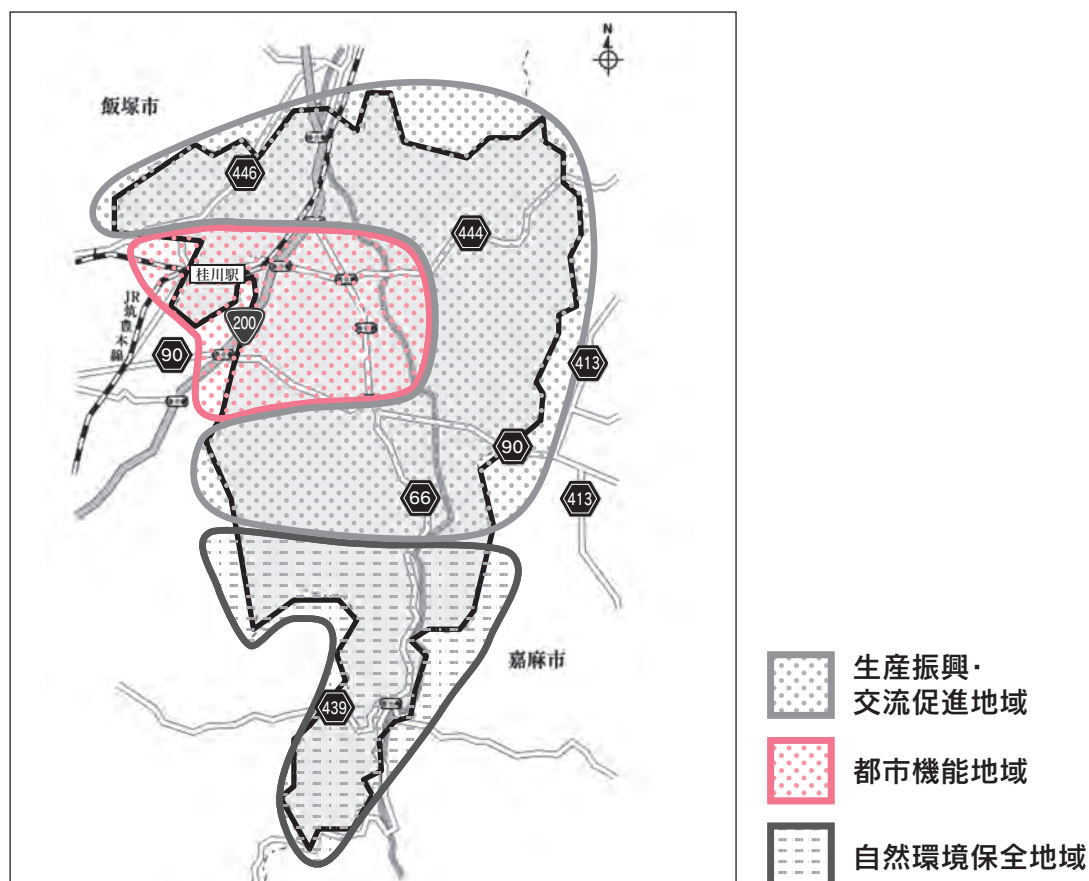
桂川駅周辺の諸機能を集積したゾーンとして位置付けます。

#### ■生産振興・交流促進地域

農業等の生産振興を図るとともに地域の特性を生かした町民交流や観光交流等の交流促進を図り、美しい農山村風景を守ります。

#### ■自然環境保全地域

山林や丘陵等の環境保全を進めます。



## 第3章 計画推進のための まちづくりの基本指針

### 1 協働によるまちづくりの基本指針

〈町民・行政がともに創造するまちづくり〉

将来像の実現に向けて、本計画を着実に推進していくためには、公的責務を果たす行政と、自治の主体である町民とが、目標（成果）を共有し、それぞれの役割を担いながら、ともにまちづくりに取り組むことが重要になります。

そこで、行政と町民がともに考え、力を合わせて行動する協働のまちづくりを展開するため、行政によるまちづくりの積極的な情報の受発信のもと、町民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち参画する機会を広げていきます。

また、町民によるまちづくりの中核となる行政区によるコミュニティ活動を充実させていくほか、ボランティア活動を支援し、ともに手を取りあってまちづくりを推進します。

#### ●町民のまちづくりへの関心喚起と参加促進

町民自らがまちづくりに参画し、行政と協働することによる住民自治の推進を図るための仕組みとして、「自治基本条例※」を制定します。

#### ●地域コミュニティ活動を中心とした住民自治の促進

これまでのまちづくりの基礎的な組織である行政区を中核とした住民自治を促進し、地域の自立を支援するとともに、課題となっている転入してきた新しい住民のコミュニティ参加を促進するための新たな自治組織のあり方の検討を進めます。

#### ●自主的な住民活動・ボランティア活動の支援

多様化する町民ニーズに応えられるまちづくりを進めるため、様々な分野で活動する団体の育成及び幅広いボランティア活動の促進を図ります。

また、ボランティアに関する情報を幅広く発信することで町民の関心を高め、参加を促進していきます。

#### ●協働を推進する町民と行政のコミュニケーションの促進

広報広聴活動を充実させ、町民と行政が課題や問題を共通認識し、ともに解決する取組を進めます。

※自治基本条例とは、まちづくりの基本となるルール等を定めた自治体の最高法規であり、「自治体の憲法」とも言われています。その内容は、まちづくりの基本原則や町民、議会、行政それぞれの役割や責務を明確にしたものです。

基本構想

第2章  
基本理念と将来像

第3章  
計画推進のためのまちづくりの基本指針

## 第3章 計画推進のためのまちづくりの基本指針

# 2 行政運営の基本指針

〈合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進〉

### ●町民ニーズに対応できる組織・人材づくり

地域主権改革に対応した政策立案能力や経営感覚を持った職員を育成するため、職員の意識改革と職員の能力が生かせる人事評価制度や研修制度を進めます。

また、多様化する町民ニーズに対し、迅速に対応できる効率的で柔軟な組織体制づくりを進めます。

### ●効率的で健全な行財政運営の推進

長期的な視野に立った計画的な財政運営により、政策実現に必要な財政の健全化を図り、有効な施策への選択・集中により、限られた投資的財源を有効に活用した実効性のある行政運営に努めます。

### ●広域行政の推進による事務の効率化

今後ますます進展するであろう地域主権は、様々な分野でより広いエリアでの対応を迫られることが予想されます。

そのため業務の効率化や町民サービス等への影響も考慮しながら、近隣自治体とのより一層の連携強化を図っていきます。

また、今後の道州制等の動向を見ながら、新たな広域的な自治体運営のあり方について検討を進めます。

## 第4章

# 将来像実現に向けた分野別まちづくりの基本目標

計画の基本理念、将来像を実現するため分野別のまちづくり基本目標を以下のように定めます。

## 1 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり

### 〈健康・福祉の充実〉

少子高齢化が進む中、福祉や子育て環境の充実は、本町においても重要な課題です。保健・医療・福祉サービスの連携によるサービス提供基盤の強化を図り、地域で支え合う福祉社会の確立を目指すとともに、保育所の充実や地域で子育て支援ができる環境づくりを進めます。

また、健康寿命の延伸を目指した町民の主体的な健康づくりの促進と併せて、各医療機関の密接な連携のもと休日・夜間医療や救急医療等の町民の医療ニーズに対応できる地域医療体制の充実に努めます。

さらに、高齢者や障がい者が積極的に社会参加できるような機会の拡充や生活支援サービスの充実に努め、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりに取り組みます。

#### ●ともに支え合う地域福祉のまちづくり

地域の中での支え合いにより、子育て・高齢者・障がい者等を支援する地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会、民生児童委員協議会との連携を引き続き強化するとともに、行政区、ボランティア団体による活動を支援していきます。

#### ●安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の充実

妊婦・乳幼児の医療支援から保育所の充実、ボランティア団体による子育て中の保護者が相談や交流のできる場づくりや地域で安心して子育てのできる支え合いのある環境づくりを進めます。また、増加する児童虐待に早期防止を図るため、地域ぐるみでの体制づくりを進めます。

#### ●町民の健康づくりの支援

町民が生涯にわたって健やかに暮らせるよう、総合福祉センターを中核とした健康診断、各種検診活動、健康づくり活動の充実を図るとともに、特定健康診査及び特定保健指導の実施により、生活習慣病の予防に取り組みます。

また、新たな感染症に対する予防対策や安心できる地域の医療体制の充実に努めます。

#### ●高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援

町民ニーズにあった在宅福祉サービスの提供できる環境づくりを推進するとともに、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者をまち・地域で支える体制づくりを進めます。

また、介護予防事業を充実し高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、社会参加・就業機会をつくっていきます。併せて、障がい者が自立した暮らしができるための支援活動を充実していきます。

基本構想

第3章  
計画推進のためのまちづくりの基本指針

第4章  
将来像実現に向けた分野別まちづくりの基本目標

## 第4章 将来像実現に向けた分野別まちづくりの基本目標

### 2 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり

#### 〈教育文化の振興・人権の尊重〉

次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、たくましく生きる力を身につけることができるよう、学校、家庭、地域の連携のもと、学校教育の充実を図ります。住民センター等を拠点に様々な学習機会の提供や町民が主体的に学ぶことができる生涯学習の環境づくりを進めるとともに、日常的な体力づくりや健康づくりに向けて、町民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流できるまちを目指し、その機会の拡充や施設の充実に努めます。

本町には、王塚古墳をはじめとする貴重な歴史遺産や伝統文化が数多くあります。これらの資源を有効に活用し、町民の地域への愛着とふるさとを誇りに思う心を育み、交流の推進を図ります。

また、人権・同和教育を推進し、すべての町民が互いに認め合う社会を目指すとともに、男女共同参画社会を推進するまちづくりを進めます。

#### ●子どもたちが安心して学び、心豊かに育つまちづくり

次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、たくましく生きる力を身につけることができるよう、学校、家庭、地域が連携した教育環境を整えていきます。

#### ●ふるさとを愛する健全な子どもを育てる社会づくり

本町の自然や歴史、文化、人材を生かし、ふるさとを愛する心を持った子どもが育つ社会をつくりまします。

#### ●町民の豊かな心を育つまちづくり

住民センターや図書館等を活用した活動や学習を通じて、心豊かで活力ある町民があふれるまちづくりを進めます。

#### ●町民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

既存の施設を活用し、様々なスポーツ行事やスポーツ講座を通じて、町民が健康づくりと幅広い交流ができる環境づくりを進めます。

#### ●地域の歴史文化と新しい町民文化が生きるまちづくり

王塚古墳を中心とした地域の貴重な歴史文化を後世に伝えとともに、町民の新しい文化活動を育てるまちづくりを進めます。

#### ●人権が尊重される地域社会づくり

差別のない平等な社会をつくるため、人権・同和教育、男女共同参画社会を推進します。



### 3 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり

#### 〈生活環境の整備〉

今日、地球規模での環境問題が大きな社会問題となっており、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が必要となっています。本町の有する豊富な自然環境の保全に努めるとともに、ごみ対策、生活排水処理対策や公害防止等を強化し、町民が自然と共生しながら快適に暮らすことのできる環境共生型の社会づくりを目指します。

併せて、安全な水の安定供給、多様なニーズに対応した住宅、町民の憩いの場としての公園・緑地の維持管理等を進め、良好な生活空間の創出を目指します。

また、関係機関との連携等により、複雑多様化する犯罪被害や災害、消費者トラブル、交通事故等から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

#### ●人と自然が共生するまちづくり

環境の時代に対応した循環型社会を目指し、行政、町民、企業が協働し、環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、豊かな自然を後世に残し、育てる自然との共生を目指したまちづくりを進めます。また、緑の美しさと潤いのある生活空間をつくるため、緑化活動や公園の維持管理を進めます。

#### ●きれいで住みやすい環境づくり

きれいな環境衛生の整ったまちを目指し、生活排水やゴミの適正な処理、公害による環境悪化の防止に努めます。

#### ●安全な水の安定供給と下水処理環境の整ったまちづくり

おいしい水を安定して供給できるよう、水源の確保から供給体制を維持するとともに、合併浄化槽等の普及により、適正な下水処理のできる環境を整備します。

#### ●快適な住宅環境づくり

福岡都市圏等からの定住を促進するため、都市住民が求めるニーズを把握し、住宅地の確保、空き家・空き地を活用した効果的な住宅政策を推進します。

#### ●安全・安心に暮らせるまちづくり

防犯・防災、交通安全、消費生活対策については行政の責務であり、今後とも積極的に取り組むとともに町民ボランティア等と連携し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



## 第4章 将来像実現に向けた分野別まちづくりの基本目標

### 4 利便性の高い都市機能の充実

#### 〈都市基盤の整備〉

町民の日常生活や経済活動を向上・充実させていく上で、より機能的な都市づくりが求められています。このため、広域交通拠点である桂川駅周辺の都市機能を充実させていくとともに、町内を結ぶ幹線道路と公共交通手段の充実、情報通信等によるネットワーク環境を充実させていきます。

また、大規模風水害が増加する今日、河川改修や治山・治水対策、消防・防災体制の強化により、災害に強いまちづくりを進め、自然にやさしく安全な都市基盤づくりに取り組みます。

#### ●都市機能が充実したまちづくり

福岡都市圏との広域交通拠点である桂川駅の周辺整備を計画的に推進するとともに、適正な都市基盤の整備を進め、まちの都市機能の充実を図ります。

#### ●安全で円滑な道路交通網・情報通信網の整備

町民生活にとって安全・安心な道路交通網を維持していくため、今後、橋梁をはじめとする耐用年数を超えてくる道路ストックの戦略的な維持管理を推進するほか、情報環境等のネットワーク環境を計画的に整備することにより、町民生活の利便性を高めていきます。

#### ●災害に強い都市基盤の整備

森林、河川の治山・治水対策や地域における防災活動を推進する体制を充実することで災害に強い安全なまちづくりを進めます。



桂川駅

## 5 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保

### 〈産業の振興〉

経済のグローバル化、環境の時代に向けた技術革新の進展や少子高齢化の進展等を背景として、社会経済環境は大きな変化の時代に向かっています。この社会経済の変革期の中で、地域資源を生かし、時代のニーズにあった新たな産業基盤の確立を目指すとともに、交通立地を生かした工業団地への企業誘致を進めます。

また、本町の農林業は、食料の安定供給や国土の保全等、多面的機能を有しており、基盤整備や経営の安定化、消費者ニーズに対応した付加価値製品の開発等に取り組み、産業の維持・発展に努めます。

一方、本町は多様な歴史遺産・自然等の観光資源を有しています。これらを生かし、交流人口の拡大による新たなにぎわいと活力あるまちづくりに取り組みます。

#### ●環境と調和した農林業を育てるまちづくり

本町の農業については、多岐にわたる栽培品目による高収益型農業の確立、魅力ある農産物づくり（ブランド化）による販路拡大を図るとともに、地産地消やファミリー農園の推進により、町民が地域の農業を守り、育てるまちづくりを進めます。

また、林業については、森林の役割や機能に応じた多様な森林整備を進めます。

#### ●活力のある商工業の振興

地域の新たな雇用の拡大につながる商工業基盤の確立を目指し、既存産業の活性化や地域資源を生かした新しい産業開発や企業誘致を進めます。

#### ●広域連携により魅力ある観光交流の拡大

本町の観光資源の魅力を高めるとともに、周辺地域の観光交流の取組と連携し、周遊しながらまちの観光を堪能できる観光地づくりを進めます。



とれたて村

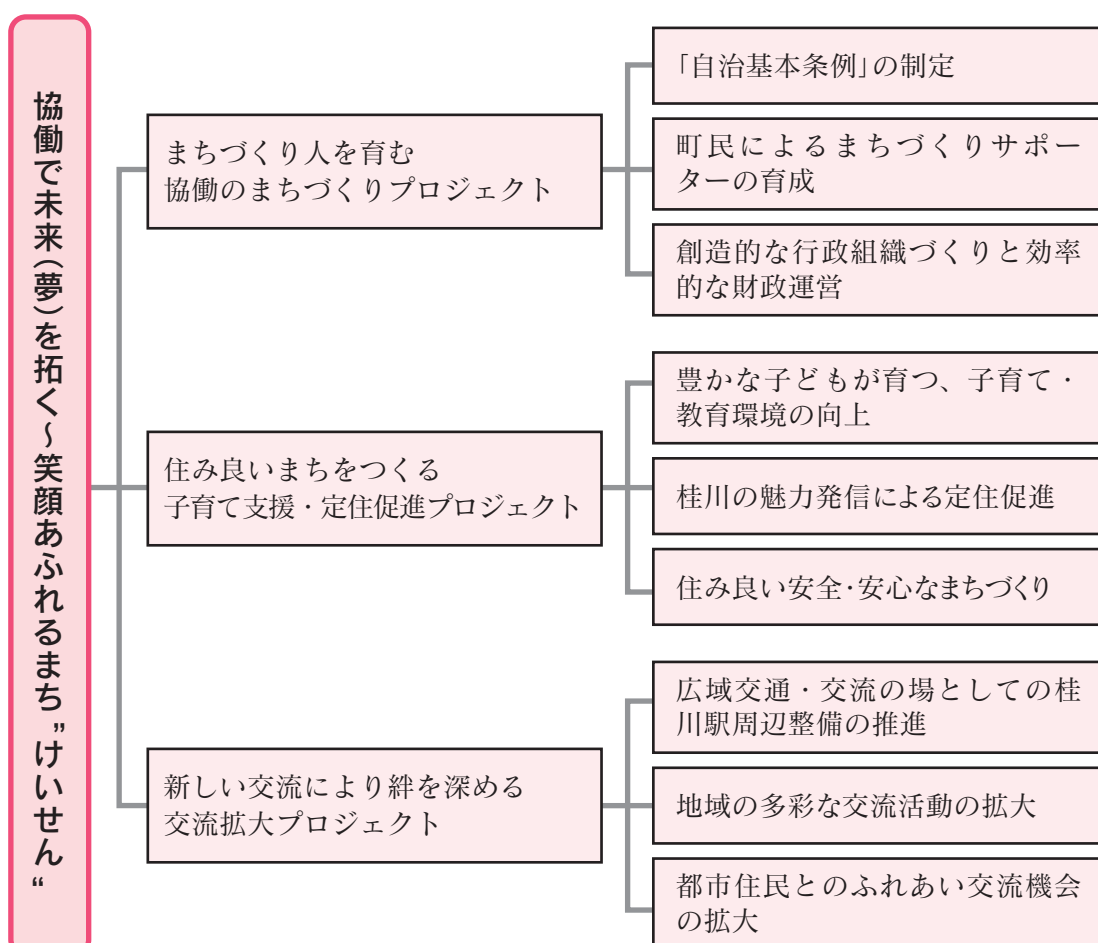
## 第5章 重点プロジェクト

### 1 重点プロジェクトの位置付け

第5次総合計画における将来像を実現していく上で、計画の全施策の中でも優先して実施すべきテーマであり、関連する様々な施策への波及効果をもたらすテーマを重点プロジェクトと位置付けます。

重点プロジェクトの実施にあたっては、行政、町民、企業との連携による全町的に取り組むべきテーマとして位置付けます。

### 2 重点プロジェクト



## プロジェクト1 まちづくり人を育む 協働のまちづくりプロジェクト

これからのまちづくりを進めるにあたっては、公的責務を果たす行政の役割に加え、町民や地域、ボランティア、企業等の多様な人々が支え合う協働のまちづくりの仕組づくりが必要です。その礎として町民が参画しながら「自治基本条例」の制定による町民協働のシステムを確立し、町民がまちづくりに参加できる場づくりや、地域自治を担う人材や組織の育成を推進します。

### 〈 施 策 〉

#### ●「自治基本条例」の制定

町民と行政の協働のまちづくりによる自治の実現を図るため、まちづくりの基本的なルールを定めた「自治基本条例」を制定し、町民による、町民のためのまちづくりを目指します。

#### ●町民によるまちづくりサポーターの育成

協働のまちづくりを進めるには、様々な技術・情報・ノウハウを持った人材がリーダーシップを発揮し、活躍できる場づくりが大事な要素になります。

行政職員をはじめ今後定年退職を迎える方々や高齢者等の技術や経験を持った人材を「まちづくりサポーター」として育成し、町民との新たな関係づくりや新たな地域の価値創造を行います。

また、より多くの町民がまちづくりに参加し、まちづくりサポーターとして活躍できるよう、ボランティア等の情報を町民に分かりやすく発信します。

#### ●創造的な行政組織づくりと効率的な財政運営

行政組織内における意思決定の迅速化や事業運営の柔軟化、職員の意識改革と創造的な業務遂行を目指した行政組織づくりを進めます。また、限られた財源を有効に活用し、効率的で有効な事業実施を図りながら、財政の健全化を促進するために、行政運営の視点に立った財政運営に取り組みます。



地域活動



## 第5章 重点プロジェクト

### プロジェクト2 住み良いまちをつくる 子育て支援・定住促進プロジェクト

定住人口を維持する、住み良い・住みたいまちをつくるためには、桂川の持つ豊かさを生かした「住み良さ」を実感できる魅力あるまちづくりと定住促進が重要です。

本町の魅力である豊かな自然環境や田園風景といった特性を生かし、安全・安心な生活環境づくりや、豊かな子どもを育てる子育て・教育環境づくり等、若年層・ファミリー層が働きながらいきいきと暮らせる環境づくりに努めます。

#### 〈 施 策 〉

##### ●豊かな子どもが育つ、子育て・教育環境の向上

行政と社会福祉協議会が連携し、子育てサロンや学童保育所（放課後児童クラブ）等の充実を図り、安心して子育てできる体制づくりを推進するとともに、30人学級の導入、地域資源を生かした体験学習等、地域の特色のある学校教育を推進することで、子育て世代に魅力のある定住環境を整えていきます。

##### ●桂川の魅力発信による定住促進

都市住民の定住を促進するためには、本町の住み良さの魅力を発信し、まちに対する理解と関心を高めていくことが必要です。そこで、自然と共生しながら、癒しと温かさのある暮らしや都市圏へのアクセスの良さをまちの魅力として発信し、Uターン者等をはじめ、都会から離れ、豊かな自然の中で、ゆっくりした生活を求める都市住民や福岡都市圏への通勤・通学者をターゲットとした定住促進を図ります。

##### ●住み良い安全・安心なまちづくり

少子高齢化が進む中、子どもからお年寄りまでが安全・安心して暮らせるまちをつくるために、地域で支え合う福祉活動体制の充実、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、要援護者を中心とした防災対策や地域連携による防犯対策等を進めます。



土師保育所 運動会

### プロジェクト3 新しい交流により絆を深める 交流拡大プロジェクト

新しいまちづくりの実現に向けて、町内外の多彩な交流を拡大し、町内外との情報交流と人的ネットワークづくりの活発化、定住促進に向けた都市住民とのふれあいづくりを目指していきます。

この交流拡大の中核拠点となる桂川駅周辺については、広域交通・交流の場として機能高めるとともに、住民センターと各地域の公民館等の連携により、地域のコミュニティ活動のネットワーク化を図り、様々な地域内の交流を活性化していきます。

#### 〈 施 策 〉

##### ●広域交通・交流の場としての桂川駅周辺整備の推進

桂川駅周辺を広域交通拠点として機能高めるとともに、まちの玄関口としての交流機能を充実させる周辺環境の整備を進めます。

##### ●地域の多彩な交流活動の拡大

町民が様々な分野でふれあい、交流しながら、従来のコミュニティの枠にとらわれない多様な連携・連帯をつくるため、住民センターを拠点に総合体育館、図書館等、地域のコミュニティ施設を活用した学習・スポーツ、祭り等を通じた交流活動を活性化させます。また、「夢・人・未来塾」による体験学習機会をさらに拡大し、子どもたちを通じた地域のふれあいの輪を広げていきます。

##### ●都市住民とのふれあい交流機会の拡大

都市住民が豊かな自然や農業といったまちの魅力にふれ、町民と交流する機会をつくることで、まちに住みたい定住希望者となる芽を育てていきます。

空き家を活用した田舎体験や農業の体験就農等、田舎暮らしを望む人たちのニーズを受け入れる交流事業に取り組みます。

また、農産物直売所「とれたて村」や嘉穂総合高校を中心に農林産物やそれを素材とする特産品開発を進め、都市住民等新たな消費者をターゲットとした販路の拡大を推進します。



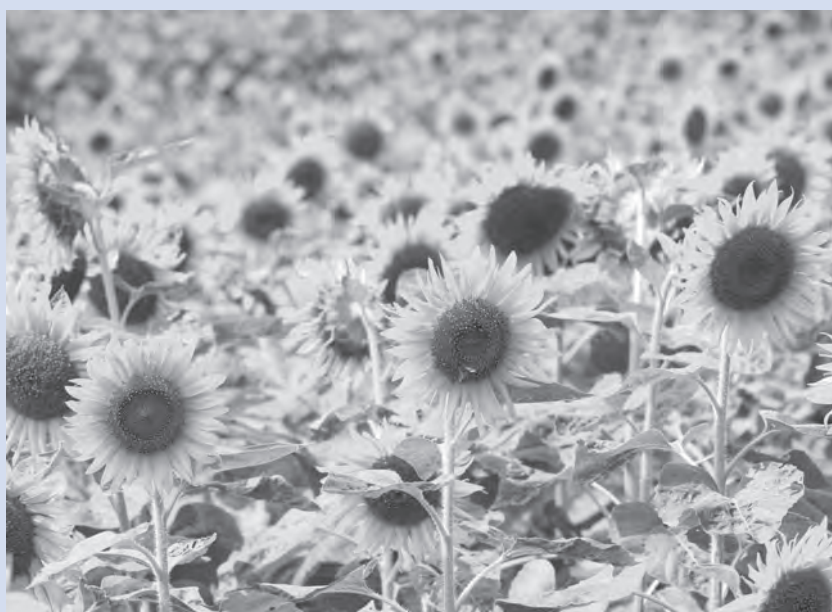
稲刈体験





# 基 本 計 画

（平成23年度～平成27年度）





## 基本計画の推進方針

第5次桂川町総合計画における基本計画については、以下の体系に示す2つの「計画推進のための施策」と5つの「分野別施策」から構成されます。

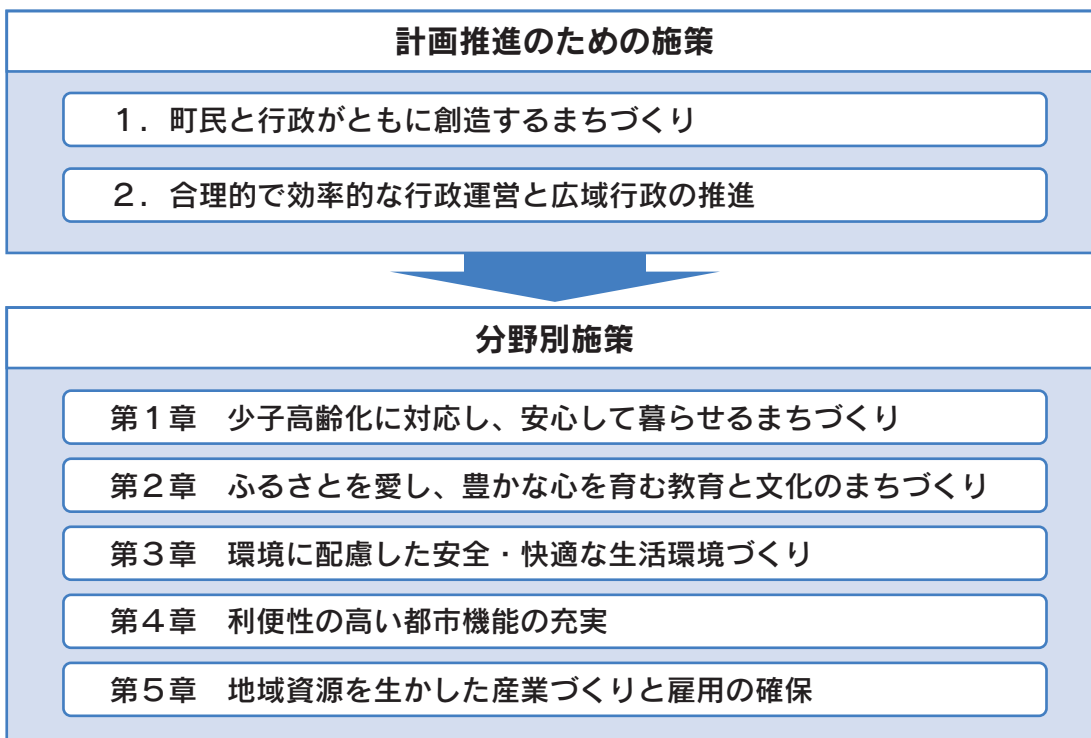
「計画推進のための施策」は、「分野別施策」での各施策を推進するために必要なまちづくりの基盤である「町民と行政との協働のまちづくり」と「合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進」を計画全体にかかわる施策として位置付けています。

「分野別施策」は、基本構想で掲げた各分野の基本目標を実現するために必要な施策として位置付けています。

基本計画を着実に推進していくためには、公的責務を果たす行政と、自治の主体である町民とが、目標（成果）を共有し、それぞれの役割を担いながら、ともにまちづくりに取り組むことが重要となります。

行政と町民がともに実行する「町民と行政との協働のまちづくり」と町民ニーズに対応できる行政サービスを提供する「合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進」の2つの計画推進の力によって、5つの分野別施策に示すまちづくりを実践することで将来像の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

### ○基本計画の推進体系



計画推進のための施策

# 1 町民と行政がともに創造するまちづくり

## (1) 現況と課題

活力に満ちた地域社会を実現し、住み良いまちづくりを推進するためには、行政が自らの責任と役割を果たすとともに、町民自らの意思と判断によってまちづくりを進めることが重要です。

町民との協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政がともに抱えている課題に向けて、協働の視点で業務を見直し、ともに検討していくことが必要です。そのためには、町民と行政が互いに様々な情報を共有することにより、町政に関する理解と信頼を深め、町民に開かれたまちづくりが求められています。

## (2) 基本方針

- 町民のまちづくりへの関心を高め、参加を促進します。
- 地域コミュニティ活動を中心とした住民自治活動を促進します。
- 自主的な住民活動・ボランティア活動を支援し、広げます。
- 協働を推進する町民と行政のコミュニケーションを促進します。

## (3) 基本施策

### ①町民のまちづくりへの関心喚起と参加促進

- 町民自らがまちづくりに参画し、行政と協働することによる住民自治の推進を図るための仕組として、「自治基本条例」を制定します。

#### 【主要施策】

- ☐ 自治基本条例の制定

### ②地域コミュニティ活動を中心とした住民自治の促進

- 地域での町民の主体的なコミュニティ活動を支援します。
- 地域でのコミュニティ組織の役割・機能を検証し、地域のつながり、加入者の規模等を考慮した機能的な組織の体制強化に努めます。
- 誰もが参加しやすいコミュニティ組織のあり方を検討し、コミュニティ意識の高揚を図ります。

## 【主要施策】

- ☐ コミュニティ活動の支援
- ☐ 行政区を核とした地域コミュニティ体制の強化
- ☐ 町民のコミュニティ活動への参加促進策の検討

### ③自主的な住民活動・ボランティア活動の支援

- 行政、社会福祉協議会及びボランティア連絡協議会が中心となり、町内のボランティア団体の活動支援や相互連携により、幅広い分野でのボランティア活動の拡大を図ります。
- 定年を迎えた元気な高齢者の持つ技術・経験をまちづくりに生かしてもらえよう、町内のボランティアに関する情報の受発信を一元化し、ボランティア活動をコーディネートする環境づくりを進めます。

## 【主要施策】

- ☐ ボランティア連絡協議会の運営支援
- ☐ 高齢者等のボランティア人材としての育成・活用

### ④協働を推進する町民と行政のコミュニケーションの促進

- 毎年、実施されているまちづくり懇談会・町政報告会を継続し、町民との積極的な情報交流及び行政への理解促進を図ります。
- 広報紙を通じた行政情報の定期的な情報発信に努めます。
- 各種審議会等への町民参加機会を設ける等、町政への町民の参画機会を広げていきます。

## 【主要施策】

- ☐ まちづくり懇談会・町政報告会の実施
- ☐ 公聴制度等の実施
- ☐ 町民の政策立案への参画機会の拡充



## 計画推進のための施策

## 2 合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進

### (1) 現況と課題

今日の地方財政は、長期にわたる景気の低迷による、地方税の伸び悩みや地方交付税の縮減により、非常に厳しい状況下におかれています。また、少子高齢化社会の進展等により、社会保障費の自然増が国・地方の財政をさらに圧迫する要因になることが強く懸念されます。

また、国から地方への権限移譲が進む中、これまで以上に社会経済の変化に伴う新たな行政課題や、町民ニーズへの迅速かつ的確に対応できる組織体制と職員の能力の向上が求められており、職員個々の能力を最大限に生かすための人事管理・研修機会の充実が必要となっています。

こうした現状を踏まえ、町民ニーズに対応できる行政サービスを提供していくためには、効率的かつ効果的な行政運営と財政の健全化を進めていくことが必要となっています。

本町は、ごみ、消防、介護保険等、様々な分野で飯塚市、嘉麻市等との広域行政事務組合による取組を進めてきました。今後、地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、多様化する町民ニーズに対応できる行政運営を進めていくには、周辺自治体と共有できる事業を共同により実施する広域行政の推進により、業務の効率化や経費の削減を図ることが必要となっています。

また、国では、地方への権限移譲、道州制、定住自立圏構想等、基礎自治体のあり方に関する議論が進められており、町民サービスへの影響等にも考慮し、これらに柔軟に対応することが必要となっています。

### (2) 基本方針

- 町民ニーズに対応できる組織・人材をつくります。
- 効率的で健全な行財政運営を推進し、財政の健全化を図ります。
- 飯塚市、嘉麻市との広域行政による事務の連携強化を推進します。

### (3) 基本施策

#### ①町民ニーズに対応できる組織・人材づくり

- 職員を育成するための研修機会を充実させ、職員の専門的知識や技能のほか、政策形成能力等、多様な能力の向上に努めます。
- 高度化・多様化する町民ニーズに迅速に対応するため、適正な人員配置と所属間の横断的な連携を可能とする柔軟な組織体制づくりに努めます。
- 人事評価制度を活用し、職員の意識高揚を図ります。

## 【主要施策】

- ☐ 職員の人事制度・研修機会の充実

### ②効率的で健全な行財政運営の推進

- 町民へのサービス水準の維持・向上に配慮しつつ、事務事業の効率化を進め、義務的・管理的経費の縮減等によって歳出の削減を図ります。
- 中長期にわたる計画的な行財政運営を行うよう、国の政策動向を見ながら、定期的な財政計画の見直しを行います。
- 地域経済の活性化による税収の増加を図るとともに、自主納税の推進等を通じて収納率の向上に努めます。
- 公共施設等の利用実態や地域ニーズ等を把握し、公共資源の有効利用を検討します。
- 未利用の町有地等についても、その有効活用を検討します。

## 【主要施策】

- ☐ 事務処理の簡素化・効率化
- ☐ 民間活力の導入
- ☐ 計画的な財政運営の推進
- ☐ 町税及び使用料等の収納率向上
- ☐ 未利用財産の有効活用の検討

### ③広域行政の推進

- 飯塚市、嘉麻市との間で進めてきた協力体制をより一層充実し、多方面での広域的な共同事業の開発・推進に努めます。
- 地域主権の受け皿となる組織体制を整えるとともに、広域的な視点から事業運営を行う基礎自治体のあり方について研究を進めます。

## 【主要施策】

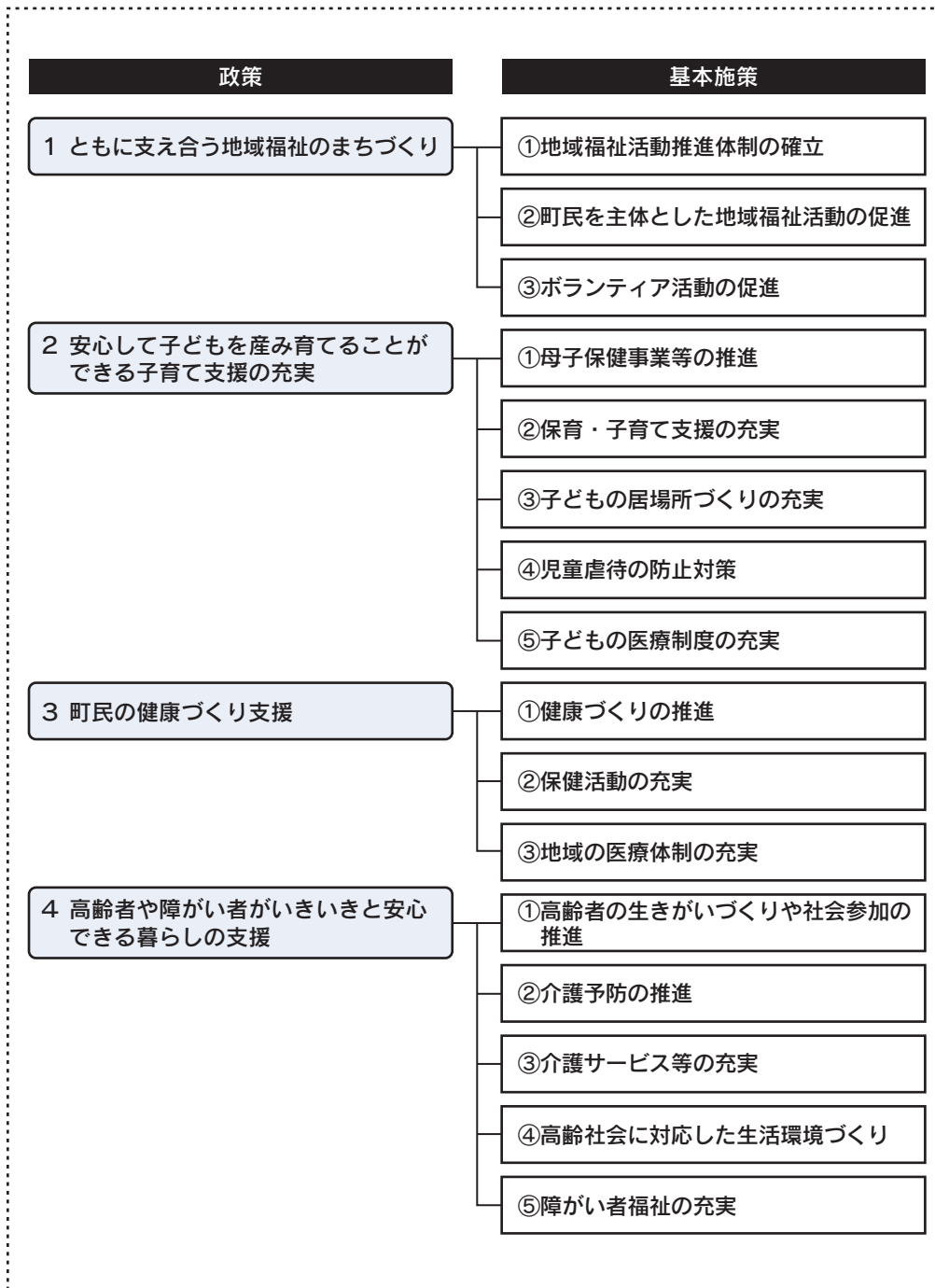
- ☐ 広域的な共同事業の開発・推進
- ☐ 基礎自治体の研究



## 第1章

# 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり

〈健康・福祉の充実〉



基本計画

第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり

**基本計画** 《第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり》

## 1 ともに支え合う地域福祉のまちづくり

### (1) 現況と課題

本格的な少子高齢化社会を迎え、本町の高齢化率は平成22年度福岡県高齢者福祉関係基礎資料では24.6%となっており、今後さらに高齢化が進むことが予測されます。

本町では、社会福祉協議会や民生児童委員協議会の支援のもと、34行政区ごとに福祉部が編成され、地域でのふれあい活動等の町民を主体とした地域福祉活動を行ってきました。

また、町内の福祉活動を支える担い手として、様々な分野の福祉ボランティア団体が活動しており、今後より一層の連携を深め、地域福祉への取組強化が求められます。

高齢化が進む中、今後さらに増大していく福祉ニーズに対応し、すべての高齢者がいきいきと安心して生活できるまちを実現していくためには、これまでの地域住民の主体的な地域福祉体制を充実するとともに高齢者の独居世帯に対しては、行政区の福祉部等と連携しながら、安否確認等の見守りネットワークの構築が必要です。

### (2) 基本方針

- 社会福祉協議会、民生児童委員協議会と連携した地域福祉活動の推進体制を充実していきます。
- 行政区での町民の主体的な地域福祉活動を支援します。
- 地域の福祉活動をサポートするボランティア団体・人材を育成します。

### (3) 基本施策

#### ①地域福祉活動推進体制の確立

- 地域福祉活動の中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生児童委員協議会の連携を強化し、今後のさらなる高齢化に備えた体制の充実を図ります。
- 行政と関係機関との連携により、町民が福祉に関する情報提供や相談を受けやすい体制の充実を図ります。
- 高齢者の独居世帯に対して、社会福祉協議会や行政区の福祉部と連携しながら安否確認等の見守りネットワークを構築します。

### 【主要施策】

- ☐ 社会福祉協議会、民生児童委員協議会との連携強化
- ☐ 福祉情報の提供や相談窓口の拡充
- ☐ 見守りネットワークの構築

### ②町民を主体とした地域福祉活動の促進

○町民がともに支え合う地域福祉のまちづくりを目指し、町民の主体的な参加による地域福祉活動が進むよう、行政や関係団体が連携し、支援していきます。

### 【主要施策】

- ☐ 行政区での地域福祉活動の支援

### ③ボランティア活動の促進

- 今後さらに増大する福祉ニーズに対応していくため、現在、活動しているボランティア団体や福祉団体の活動を支援します。
- 福祉活動を通じて町民の福祉意識の高揚を図るとともに、ボランティア登録制度等を活用したボランティア情報の発信と、ボランティア精神の育成を通して、活動への参加促進を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ ボランティア団体の育成支援
- ☐ 町民のボランティア参加の促進



**基 本 計 画** 《第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり》

## 2 安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の充実

### (1) 現況と課題

少子高齢化、女性の社会進出の増加等、子育てを取り巻く環境の変化により、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

本町では、子育て支援を社会全体として取り組むべき課題として位置付け、安心して子どもを産み育てることができるための環境づくりを推進してきました。

今後も少子化が進むことが予想される反面、ニーズが多様化しており、これに適切な対応ができる環境整備に努める必要があります。

特に、延長保育や一時保育、乳幼児保育、学童保育等、保育や子どもの預かりに対するニーズは高まっており、現在、町内の保育所や子育てサロンでの預かり事業等により事業を展開していますが、十分な対応ができていない状況にあります。今後も保育所と子育てサロンの連携を強化し、保育や一時預かりのできる環境づくりを一層充実していく必要があります。

また、全国的にも社会問題化している子どもの虐待については、桂川町子どもネットワーク会議を中心に虐待防止のための早期発見、早期対策が進められてきましたが、今後も関係機関との連携により、体制強化を図る必要があります。

### (2) 基本方針

- 子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦・乳幼児の健康づくりを支援します。
- 多様なニーズに対応できる子育て環境の充実を図ります。
- 子ども虐待を防止するため、関係機関が連携した体制をつくります。
- 子どもに対する医療負担を軽減できる制度の充実を図ります。

### (3) 基本施策

#### ①母子保健事業等の推進

- すべての子どもの健やかな成長のために、妊婦、乳幼児の健康診査や歯科検診・育児相談等の充実を図ります。
- 感染症を予防するため、乳幼児の予防接種を促進します。

#### 【主要施策】

- ☐ 妊婦・乳幼児に対する健康づくり

## ②保育・子育て支援の充実

- 保育所と子育てサロンの連携を強化し、子どもを安心して育てるための環境を総合的に整備するとともに、子育て支援サービスのわかりやすい情報提供に努めます。
- 保育所については、入所希望児童が増加する状況を踏まえ、今後も待機児童が出ないような体制維持に努めます。また、多様なニーズに応えるため、延長保育、一時保育事業の実施に向けて検討します。
- 子育てサロンで展開している子育て支援グループによる親子で交流できる場づくり、子育てに関する相談・支援の充実を図ります。
- 託児に対するニーズに対応していくため、子育て支援センター（仮称）等の設置を検討します。

### 【主要施策】

- ☐ 地域子育て支援体制の強化
- ☐ 保育サービス等の充実

## ③子どもの居場所づくりの充実

- 学童保育の利用者増加に対応し、学童保育所、桂寿苑、余裕教室を活用した保育体制の充実を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ 学童保育体制の充実

## ④児童虐待の防止対策

- 桂川町子どもネットワーク会議の充実を図り、行政、関係機関との連携による児童虐待の防止体制を強化します。

### 【主要施策】

- ☐ 桂川町子どもネットワーク会議を中心とした虐待防止体制の強化

## ⑤子どもの医療制度の充実

- 乳幼児等が安心して医療が受けられるよう継続して医療費の自己負担額の軽減を行います。

### 【主要施策】

- ☐ 子どもの医療費助成の継続

**基本計画** 《第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり》

## 3 町民の健康づくり支援

### (1) 現況と課題

生涯を通じて自立した健康な生活を送れる「健康寿命」に対する関心は、平均寿命の伸びと比例して高まっています。保健医療対策にも、疾病予防を中心とした対策に加え、健康な生活を維持・向上させる健康づくりの視点が求められています。

特に生活習慣病や要介護状態を予防するには、健診の受診率を高め、生活習慣の改善に向けて保健指導を充実することが重要となっています。

本町では、総合福祉センターを健康づくりの拠点施設として、福祉・保健・医療の一体的なサービスの提供を図ってきました。今後の超高齢化社会に対応し、誰もが健康で生きがいあるまちを実現していくためには、医療と福祉等の連携を強化し、家族、職場、地域社会が一体となった心と体の健康づくりを支援していくことが必要となっています。

### (2) 基本方針

- 町民の自主的な健康づくりを促進します。
- 生活習慣病等の疾病予防のため健診等の保健活動を充実します。
- 町民が安心して医療を受けられる身近な地域の医療体制を充実します。

### (3) 基本施策

#### ①健康づくりの推進

- 総合福祉センターが核となり、保健、福祉、医療等の関連機関が連携をとりながら、健康づくりを支援します。
- 各行政区の福祉部や老人クラブ、食生活改善推進会等と連携し、地域コミュニティの中での積極的な健康づくりを推進します。
- 町民の健康増進に対する意識を高めるための広報活動の充実を図ります。

#### 【主要施策】

- ☐ 総合福祉センターを核とした健康づくり活動の充実
- ☐ 健康増進に向けた意識啓発

## ②保健活動の充実

- 成人・高齢者層の健康管理において重要な課題となっている生活習慣病を予防していくため、特定健診やがん検診等の受診促進を図るとともに、特定健診の結果に基づく保健指導や健康教室・相談等を通して栄養・運動・休養等の生活習慣の改善を図り、健康増進等の実践を支援します。
- 感染症に関する情報提供と予防接種の促進により、予防対策を推進します。

### 【主要施策】

- ☐ 生活習慣病の予防、特定健診の受診促進
- ☐ 各種ガン検診の向上
- ☐ 感染症予防対策の推進

## ③地域の医療体制の充実

- 医療機関の連携により、町民に身近な地域医療の確保に努めます。
- 関係機関と協議しながら、救急医療体制の充実を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ 地域医療連携体制の整備
- ☐ 救急医療体制の充実



乳児検診

**基本計画** 《第1章 少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり》

## 4 高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援

### (1) 現況と課題

高齢化が進む中、利用される介護サービス量が増加するとともに、介護ニーズも多様化することが予想されます。そこで、要介護にならない自立した生活ができるために、健康増進等の介護予防活動に取り組むことが求められています。

また、高齢者が生きがいを持って生活できる生活環境づくりや経験・技能を生かした社会参加ができる環境づくりを支援していくことが重要です。

障がい者福祉は、福祉サービスをはじめ保健・医療・教育・雇用・就業・生活環境等、生活全般にわたっており、多様化・高度化するニーズに対して、関係機関・団体との連携を深め、総合的な障がい者福祉の充実を図ることが必要です。また、障がい者が自立した生活を営めるよう多面的な支援を行っていくことが求められています。

### (2) 基本方針

- 高齢者の生きがいづくり、社会参加がしやすい環境を整えます。
- 健康づくり、生活支援により、介護予防を推進します。
- 介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の安定化を目指します。
- 障がい者への適切なサービスの提供と自立した生活支援を進めます。

### (3) 基本施策

#### ① 高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進

- ことぶき大学による各種講座等を中心に、生きがいづくり、世代間交流を支援します。
- 老人クラブは、会員数の減少が課題となっており、地域のネットワークによる活動の充実を図ります。
- シルバー人材センターを核に、高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かすことのできる社会参加を促進します。

#### 【主要施策】

- ☐ 高齢者の社会参加の促進
- ☐ 世代間交流の推進

## ②介護予防の推進

- 要支援・要介護者とならず、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を積極的に推進していきます。
- スポーツ等を通じ、いつまでも健康で生きがいのある人生が送れるよう健康づくり活動を推進します。

### 【主要施策】

- ☐ 介護予防事業の推進
- ☐ 健康づくり活動の推進

## ③介護サービス等の充実

- 要介護等高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活ができるよう、適切な介護サービスを推進します。
- 特別養護老人ホームや老人保健施設等の既存施設を有効に活用し、家庭での介護が困難な高齢者等を受け入れる環境整備等を推進します。

### 【主要施策】

- ☐ 在宅介護サービスの推進
- ☐ 老人福祉施設・老人保健施設の有効活用

## ④高齢社会に対応した生活環境づくり

- 福祉バスの運行により、高齢者の移動手段を維持・確保します。
- 安心して生活ができる環境づくりに向けて、公共施設等のユニバーサルデザイン※化を推進するとともに、高齢者向けの住宅改修を支援します。

### 【主要施策】

- ☐ 福祉バスによる公共交通手段の確保
- ☐ 公共施設のユニバーサルデザイン化
- ☐ 住宅環境の改善

※ユニバーサルデザインとは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計です。



### ⑤障がい者福祉の充実

- 飯塚市、嘉麻市、桂川町で運営する「障がい者生活支援センター」を中心に、障がい者の実態に即したサービスを受けられる環境づくり、相談体制をつくります。
- 障がい者が自立した生活ができるよう、周辺自治体とも連携し就労支援を進めます。
- ひまわり教室等の障がい者の交流活動を支援するとともに、障がい者に対する町民の意識を啓発し、地域社会の中でふれあい、支え合う環境をつくります。

#### 【主要施策】

- ☐ 障がい者福祉サービスの充実
- ☐ 自立生活・社会参加の支援



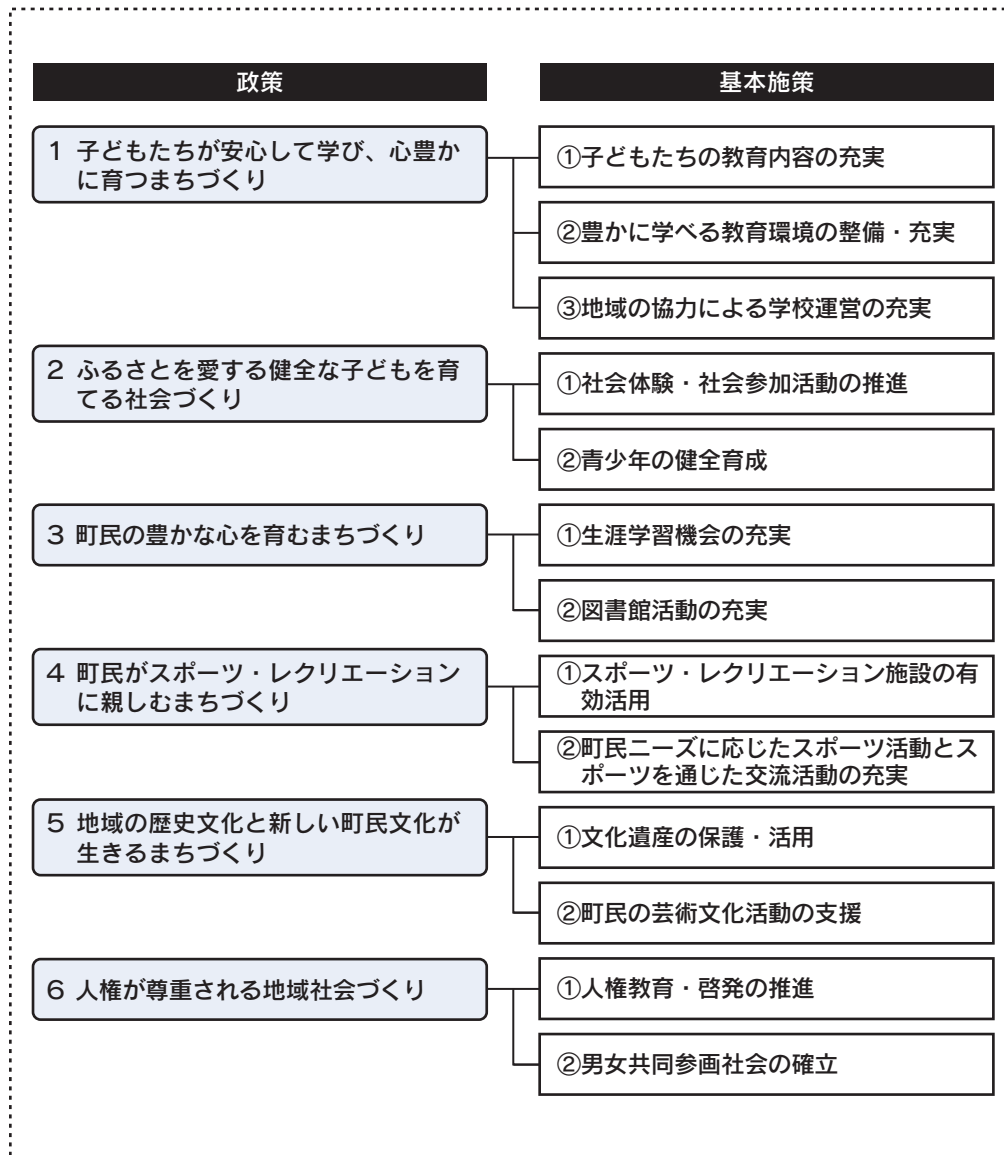
グラウンド・ゴルフ場



## 第2章

# ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり

〈教育文化の振興・人権の尊重〉



基本計画

第1章  
少子高齢化社会に  
対応し、安心して  
暮らせるまちづく  
り

第2章  
ふるさとを愛し、  
豊かな心を育む  
教育と文化のま  
ちづくり

**基 本 計 画** 《第2章 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり》

# 1 子どもたちが安心して学び、心豊かに育つまちづくり

## (1) 現況と課題

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させることは、本町にとって重要な課題です。特に、社会環境や家庭環境の変化が進む中、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな身体）の育成を基本とし、少人数教育、指導力の向上や保護者、地域に開かれた特色ある学校づくりが求められています。

同時に、学校施設の整備や通学の安全性の確保、学校給食の充実等、安全・安心な教育環境の整備も必要となっています。

また、学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子どもを育てる環境づくりが求められています。

## (2) 基本方針

- 生きる力を育てる学校の教育内容を充実します。
- 安全で豊かに学べる教育環境を整えます。
- 学校と家庭、地域が連携した開かれた学校づくりを進めます。

## (3) 基本施策

### ①子どもたちの教育内容の充実

- 今後の幼児教育のあり方について、「幼稚園運営審議会」の答申に基づき、その内容の検討を早急に進め、就学前教育の充実を図ります。
- 桂川町の将来を担う子どもたちに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を身につけさせ、「生きる力」の育成に努めます。そのために、保幼小中連携のもと、保幼からさらに9年間を見通した教育活動を展開し、特色ある学校教育を推進します。さらに、スポーツ教室等により、子どもたちの心身の健康・体力の増進にも取り組んでいきます。
- 子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導を行うため、少人数学級を導入し、いじめや不登校の対応、学力向上を図るように努めます。
- 情報関連環境を整備するとともに、情報教育や国際理解教育を推進し、国際化社会に対応できる児童・生徒を育成します。
- 子どもたちのいじめや自殺の報道が相次ぐ中、「人権」という視点から、命の尊さや命をつないでいくことの意義、思いやりの心・いたわりの心・助け合いの心を子どもたちに伝えていく「心の教育」の充実を図ります。

- 学校給食を通じて、健全な食生活の実践と地域の食に対する理解を深めるため、「食育」を推進していきます。同時に、可能な限り「地産地消」にも取り組んでいきます。
- 地域での職場体験や福祉体験等の社会体験を通じて、社会を生き抜く力を身につける教育の充実を図ります。

#### 【主要施策】

- ☐ 就学前教育の充実
- ☐ 少人数学級の実現
- ☐ 基礎的な学力・体力の向上
- ☐ 情報化教育・国際教育等の充実
- ☐ 人権・同和教育の推進
- ☐ 心の教育の推進
- ☐ 学校給食の充実・食育の推進
- ☐ 社会体験等体験学習の推進

#### ②豊かに学べる教育環境の整備・充実

- 学校の教育環境の改善と施設の安全性を確保するため、老朽化した学校施設・設備の改修を計画的に推進します。
- 子どもへの指導力を向上させるため、教職員の研修の機会を拡充していきます。
- 通学の安全性を確保するため、通学路の整備に努めます。

#### 【主要施策】

- ☐ 学校施設・設備の整備
- ☐ 教育指導体制の充実
- ☐ 通学路の環境整備

#### ③地域の協力による学校運営の充実

- 学校開放日の拡充やそのPRを積極的に行い、保護者や地域の声を学校教育に反映させることで、開かれた学校づくりを目指します。
- 地域の教育力（もの・ひと・こと）を活用した体験活動や教育活動の情報発信等を積極的に行い、学校と家庭、地域が連携・融合して、心豊かな子どもを育てる環境をつくります。
- 基本的生活習慣の定着の取組を家庭、地域、団体等と連携して推進します。

#### 【主要施策】

- ☐ 学校開放日の拡充とそのPR
- ☐ 家庭や地域との連携協力の推進
- ☐ 学校教育と社会教育の連携・融合の推進

**基本計画** 《第2章 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり》

## 2 ふるさとを愛する健全な子どもを育てる社会づくり

### (1) 現況と課題

少子化・核家族化が進む中、親子のコミュニケーション不足が顕在化すると同時に、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化も問題となっています。これらの影響により、青少年の社会参加意識の低下や社交性・協調性の欠如等、家庭や地域における教育機能の低下が懸念されます。次世代を担う青少年を育てることは、家庭、学校だけではなく、社会全体で対応すべき課題となっています。

こうした中で、明るく、たくましく、生きる力を持った子どもたちを育てるためには、家庭、学校、地域が協力、連携して地域一体となった取組が必要となります。

また、子どもたちのふるさとを愛する心を育むため、自然、歴史等、様々な地域の特徴を生かした体験学習ができる機会の提供と充実が求められています。

### (2) 基本方針

- ふるさとの良さを学び、地域における体験活動や社会参加を推進します。
- 地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

### (3) 基本施策

#### ①社会体験・社会参加活動の推進

○アンビシャス活動の体験活動を中心に、地域や関係団体との協力・連携により、地域における社会体験・社会参加活動の充実を図ります。

#### 【主要施策】

- ☐ アンビシャス活動による体験学習活動の充実

#### ②青少年の健全育成

○桂川町青少年問題協議会を中心に、地域、学校、関係団体との協力・連携体制を強化し、防犯パトロール等の活動の充実を図ります。

#### 【主要施策】

- ☐ 地域ぐるみでの青少年健全育成体制の推進

### 3 町民の豊かな心を育むまちづくり

#### (1) 現況と課題

生涯学習については、住民センターや図書館、総合体育館等の社会教育施設を活用し、展開していますが、町民の学習ニーズが多様化しており、学習機会を拡充していくことが望まれます。併せて、幅広い学習機会を提供していくため、優れた技術や経験を持った地域の人材の発掘・育成を進め、各種講座や学校、地域行事等での指導者や講師として活躍できるシステムを構築・活用していく必要があります。

図書館については、乳児から高齢者まで一人ひとりを大切に幅広いニーズに即応するため、ブックスタートをはじめとして、各種図書館行事を展開しているところです。また、絵本等の子ども向け蔵書を充実し、ブックスタートの更なる推進や図書ボランティア育成の取組も進められています。今後、学校図書館との相互利用や近隣施設との連携を深め、特色ある図書館運営を進めていくことが望まれます。

#### (2) 基本方針

- 幅広い町民が学ぶことができる生涯学習機会を充実します。
- 特色ある図書館運営を図ります。

#### (3) 基本施策

##### ①生涯学習機会の充実

- 町民のニーズにあった学習内容・学習方法を検討し、社会教育施設を拠点として展開している生涯学習の充実を図ります。また、学校の施設開放により、学習の場を広げていきます。
- 豊かな技術や経験を持つ高齢者を中心に、町民が講師やボランティアとして活躍できる人材を登録する制度を整備し、地域の人材を活用した生涯学習支援体制を整えていきます。

##### 【主要施策】

- ☐ 社会教育施設を拠点とした学習機会の拡大
- ☐ 地域人材を活用した生涯学習支援体制の確立



## ②図書館活動の充実

- 読書・調査・研究に対応できる豊富な蔵書の収集を目指し、読書環境の醸成や図書館事業の促進、ボランティアの育成、町民の要望に応えられる図書館サービスの拡充を推進します。
- 町内の各学校や近隣施設と連携し、団体貸出のできる環境の整備拡充を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ 読み聞かせ等図書館サービスの充実
- ☐ 学校や近隣施設との連携強化



ミニミニお話会

## 4 町民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

### (1) 現況と課題

町内には社会体育施設として、総合体育館や勤労者体育センター、全天候型ゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場、湯の浦総合キャンプ場等、町民ニーズにあった施設環境が整っているほか、学校施設を開放する等、町民の多様な日常的な健康づくりに対応した取組が進められてきました。今後も、「町民一人、一スポーツ」を目指して、計画的な設備の充実を図るほか、町民のニーズに合わせたスポーツ講座やイベント等の実施ができるよう、指導者育成を含めた体制づくりが求められます。

さらに、「いつでも・どこでも・誰でも」幅広い年齢層の方々が参加できる生涯スポーツによる交流によって地域づくりを進める必要があります。

### (2) 基本方針

- 既存のスポーツ・レクリエーション施設の環境を維持・充実します。
- 町民ニーズに応じたスポーツ活動とスポーツを通じた交流を充実します。

### (3) 基本施策

#### ①スポーツ・レクリエーション施設の有効活用

- 町民が気軽に参加できる地域スポーツ活動やレクリエーション活動の支援を図るとともに、町内の社会体育施設の維持・有効活用に努めます。

#### 【主要施策】

- ☐ 社会体育施設の維持・充実

#### ②町民ニーズに応じたスポーツ活動とスポーツを通じた交流活動の充実

- 町民の健康増進を図るため、体育協会や体育指導委員会と連携し、様々な年代層にあったスポーツ教室を開催します。
- 体育協会や体育指導委員会の運営を支援します。
- ウォーキングやニュースポーツ等、幅広い町民が交流できるスポーツイベントの開催を図ります。

#### 【主要施策】

- ☐ スポーツ講座の充実
- ☐ 指導体制の充実
- ☐ スポーツイベントの開催

## 基本計画 《第2章 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり》

## 5 地域の歴史文化と新しい町民文化が生きるまちづくり

## (1) 現況と課題

本町は、国指定特別史跡である「王塚古墳」をはじめ、「土師の獅子舞」等、数多くの史跡・民俗芸能等の文化財を有しています。これらの文化財は、町の重要な資源として保存・継承していく必要があります。また、これらは地域を形成するための大きな資源でもあり、まちづくりや教育面での積極的な活用策が必要となっています。

本町の歴史文化発信拠点である「王塚装飾古墳館」については、装飾古墳や歴史・文化財資料の収集・保存・公開を基本として、町民の文化活動への活用策を含めた利用拡大が必要となっています。

本町の文化活動としては、各種文化サークルにおいて様々な活動が展開されています。今後も、文化的活動への支援体制を高め、より多くの町民が文化活動に参加できる環境づくりが求められます。

## (2) 基本方針

- 地域の文化遺産を保護し、有効に活用します。
- 町民の文化活動を支援し、活性化を図ります。

## (3) 基本施策

## ①文化遺産の保護・活用

- 町内にある史跡・伝統芸能等の文化財の保存・整備・活用に努めます。特に、埋蔵文化財の記録資料やその他の図面・写真等の資料については、長期的な保護・活用を踏まえたデジタル化による保存を実施します。
- 祭りや芸能等の民俗行事については、地域の主体的な継承が進められていますが、価値観の変貌、地域住民の減少等により、存続が危ぶまれているものもあります。また考古・歴史文化財についても開発等の危機にさらされているものもあり、特に重要なものについて指定を進め一層の保護に努めます。
- 埋蔵文化財については、各種の開発に際し、迅速に対応できるため遺跡情報を整理・追加していきます。
- 王塚装飾古墳館については、考古学ファンをはじめ多くの方から評価を得ていますが、地域住民に親しまれることも重要な要素であり、地域の文化活動にも貢献できるよう、文化活動発表の場として施設の利用拡大を図ります。

○町のシンボルである王塚古墳を活用した文化発信によるまちづくりとして、同様の装飾古墳や歴史文化財をテーマにした広域での連携イベントを開催します。

### 【主要施策】

- ☐ 文化財の保存・活用
- ☐ 王塚装飾古墳館の充実

### ②町民の芸術文化活動の支援

○様々なジャンルの文化団体が活動しやすくなるよう、文化連合会と連携し、町民の自主的な文化活動を支援します。

○舞台芸術の鑑賞等、文化芸術にふれる機会の充実を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ 町民文化活動の充実
- ☐ 文化芸術鑑賞機会の充実



土師の獅子舞



文連フェスティバル

## 基本計画 《第2章 ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり》

## 6 人権が尊重される地域社会づくり

## (1) 現況と課題

本町では今日まで、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、共生社会の実現と人権文化の構築に向けた人権施策の総合的推進を図ってきました。しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場等、社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同性愛者等に対する偏見や差別が存在しています。さらに、高齢化、国際化、高度情報化等を背景とした新たな人権問題が生じており、人権意識の醸成は、豊かな生活を実現するために、極めて重要な課題となっています。

特に、家族内等での女性や児童、高齢者に対する虐待（＝ドメスティック・バイオレンス）が増加しており、被害防止に向けた意識啓発と被害者支援の充実が必要となっています。

また、このような社会背景の中、家庭、地域社会、企業等で固定的な性別役割分担や慣行が根強く存在し、女性の自立や社会参画への障害となっています。

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に公布され、女性を取り巻く社会状況は大きく変化し、女性の活躍する環境も整いつつあります。女性の社会進出で自立した女性が増えていく中で、女性も男性もパートナーとして互いの違いを認めて、男女共生社会を構築していく必要があります。

男女が仕事や家庭、地域社会に参画し、明るく住みやすい町とするため、共に努力していくことが重要です。

## (2) 基本方針

- “人権文化の町づくり”の創造を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、総合的な人権教育・人権啓発を推進します。
- 女性があらゆる分野に参画し、男女がともに輝くまちづくりを目指す男女共同参画社会の形成を推進します。

### (3) 基本施策

#### ①人権教育・啓発の推進

- 町民が同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、「桂川町人権教育啓発推進委員会」を中心に、「桂川町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権教育、人権啓発に関する効果的な事業の推進に努めます。
- ドメスティック・バイオレンスを防止できるよう、民生児童委員協議会や警察などの関係機関との連携体制を強化します。

#### 【主要施策】

- ☐ 人権・同和問題教育・啓発活動の推進
- ☐ ドメスティック・バイオレンス対策の推進

#### ②男女共同参画社会の確立

- 様々な場での教育、情報提供を積極的に行い、町民の男女共同参画社会に対する意識啓発を図ります。
- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画を目指し、女性の積極的な登用や、リーダーの育成を支援します。
- 男女共同参画の視点での人権施策に取り組み、性別に起因する差別・人権侵害行為の根絶に努めます。

#### 【主要施策】

- ☐ 男女共同参画啓発活動の推進
- ☐ 女性の社会参画の促進
- ☐ 女性の管理職への登用の促進

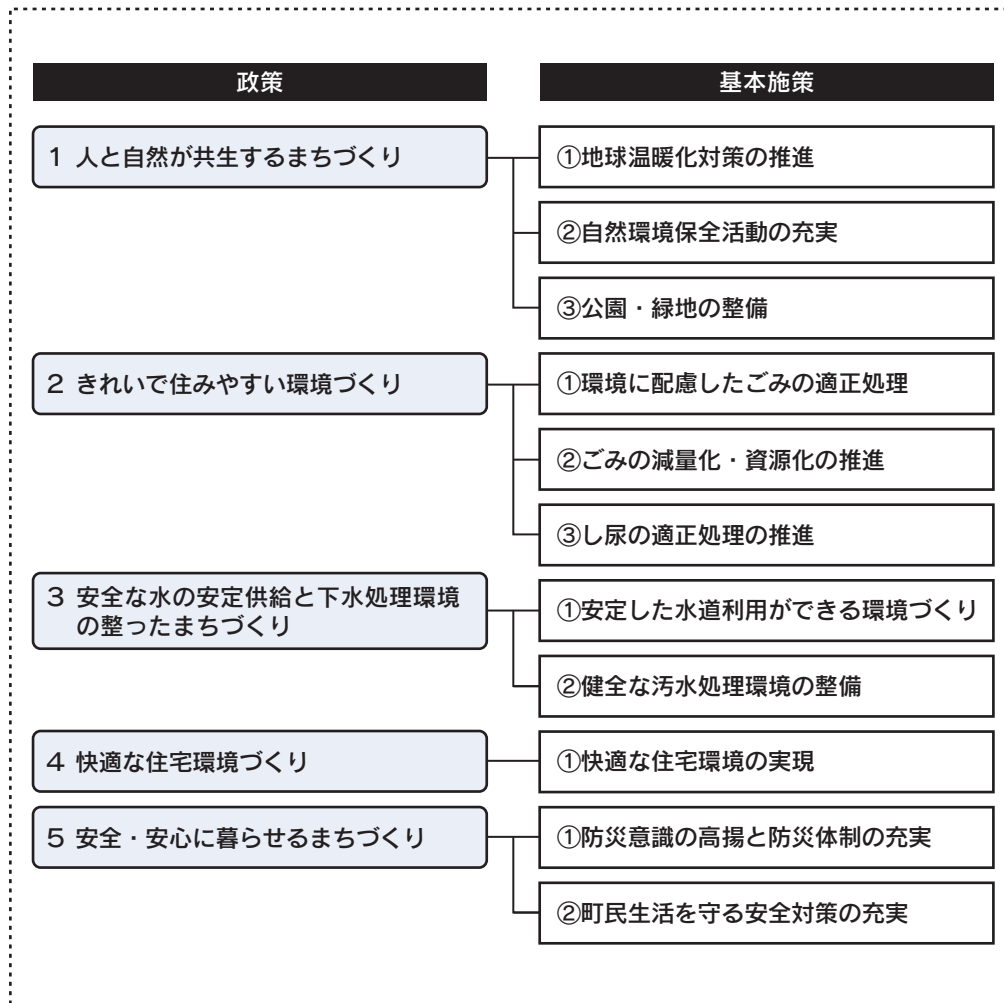




## 第3章

### 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり

〈生活環境の整備〉



基本計画

第3章  
環境に配慮した安全・  
快適な生活環境づくり

**基本計画** 《第3章 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり》

# 1 人と自然が共生するまちづくり

## (1) 現況と課題

近年、地球規模での様々な環境問題が発生し、地球温暖化への意識は高まっています。地球温暖化を防止するためには、行政、町民、事業者が一体となって、環境保全の意識を共有し、環境と経済の両立に向けた取り組みを推進する必要があります。

豊かな自然環境を持つ本町では、自然と共生するまちを目指し、これまでも年2回の環境美化活動が行政区単位で進められてきました。今後もさらなる町民参加による自然環境・景観の保全活動につなげていくためにも、町民が自然とふれあうことのできる機会の創出が必要となります。

町内の公園・緑地・広場を町民の憩いの場として利用できるよう維持管理に努めていくことが求められています。

## (2) 基本方針

- 町民と行政がともに環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- 町民が豊かな自然を親しみ、守る環境をつくります。
- 町民の憩いの場としての公園の充実を図ります。

## (3) 基本施策

### ①地球温暖化対策の推進

- 「地球温暖化対策実行計画」を策定し、町全体での計画的な地球温暖化防止に対する取組を進めます。
- 町民、事業者、行政がともに、環境に配慮し、省エネルギーや自然の保全等、環境負荷の低減対策に取り組めます。

### 【主要施策】

- ☐ 地球温暖化対策実行計画の策定
- ☐ 町民、事業者、行政の協働による環境への負荷低減対策の推進

## ②自然環境保全活動の充実

- 町の豊かな自然を守り、自然と人が共生するまちづくりを進めるため、これまでに取り組まれてきた環境美化活動を継続するとともに、町民の環境への意識を高める環境教育・環境学習を推進します。
- 町民の自然環境を守る意識を高めるため、自然公園等、緑にふれあう場を整備します。

### 【主要施策】

- ☐ 環境美化活動の推進
- ☐ 環境教育・環境学習の推進
- ☐ 町民が自然にふれあう場づくり

## ③公園・緑地の整備

- 地域の実情に合わせた街路樹の植栽や緑地等の環境整備を行います。
- 子どもの遊び場や高齢者の健康づくりの場、災害時の避難場所等として活用できるよう公園の充実を図ります。

### 【主要施策】

- ☐ 緑地等の環境整備
- ☐ 公園の維持管理



桂川町の明日を創る会 清掃活動

**基本計画** 《第3章 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり》

## 2 きれいで住みやすい環境づくり

### (1) 現況と課題

近年、環境保全に対する意識が高まる中、ごみ収集に関しても、分別収集品目が増加し、リサイクルへの取組活動も年々広がっています。しかし、こうした取組の一方で、不法投棄の増加等、新たな課題が発生してきています。また、町のごみ処理については、飯塚市・桂川町衛生施設組合「桂苑」で行っていますが、処理施設は平成5年に建てられたもので老朽化が進んでいます。

これらの課題に対処していくため、リサイクル用収納ボックスによる資源ごみの回収や生ごみ処理機等の購入助成等により、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、不法投棄の防止対策を進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、適正な処理体制を維持する必要があります。

### (2) 基本方針

- 環境に配慮した適正なごみ処理体制の維持と、より広域的な体制の構築に努めます。
- ごみの減量化・資源化を推進します。
- し尿の適正な処理体制を維持します。

### (3) 基本施策

#### ①環境に配慮したごみの適正処理

- 長期的な視野に立ったごみ処理体制を維持していくため、広域的なごみ処理体制の構築に努めます。
- 町民への啓発活動により、ごみの分別収集の徹底を図ります。
- 不法投棄パトロールの定期的な実施により、監視・指導体制を強化します。

#### 【主要施策】

- ☐ 広域的なごみ処理体制の構築
- ☐ ごみ分別収集体制の整備
- ☐ 不法投棄防止対策の強化

## ②ごみの減量化・資源化の推進

- 環境保全意識の向上と再資源化を促進するため、町奨励金を有効的に活用したりサイクル活動団体の育成やリサイクル用収納ボックスでの資源ごみの分別収集の推進等により、町民への理解と啓発を進めます。
- 生ごみ処理容器や電動生ごみ処理機への補助制度等を活用した購入促進を図り、町民の生ごみ処理に対する意識改革を進めることで、ごみ焼却施設「桂苑」の延命化に努めます。

### 【主要施策】

- ☐ リサイクル活動の推進
- ☐ 生ごみ処理対策の推進

## ③し尿の適正処理の推進

- 生活排水の適正処理と連動しながら、し尿処理体制の維持に努め、衛生的な環境づくりに寄与します。

### 【主要施策】

- ☐ し尿を含めた生活排水の適正処理



リサイクル用収納ボックス



## 基本計画 《第3章 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり》

## 3 安全な水の安定供給と下水処理環境の整ったまちづくり

## (1) 現況と課題

私たちの暮らしに欠かすことのできない水は、かけがえのない大切な資源です。この資源を守るため、町民、事業者に対して理解を深めてもらえるよう、情報提供をしていく必要があります。

上水道については、町内全域で普及していますが、今後の企業誘致、宅地開発等による水需要に備えた水源開発とともに老朽化した配水管等の水道施設の計画的な整備が必要となっています。

下水処理施設については、合併処理浄化槽の整備を進めていますが、現在、普及率は約30%となっています。今後は、「生活排水処理基本計画」等に基づき、普及率の向上が必要となっています。

## (2) 基本方針

- 安定した供給のできる上水道の環境を維持します。
- 健全な污水处理環境を計画的に整えていきます。

## (3) 基本施策

## ①安定した水道利用ができる環境づくり

- 「桂川町上水道事業基本計画」を策定し、安全な水の安定供給に努めます。
- 安定した給水体制を確立するため、将来的な水需要を予測した形で水源の維持・確保と耐用年数を経過した老朽配水管や施設の修繕及び改良を計画的に行います。
- 水資源の大切さを町民に啓発し、節水意識を高めます。

## 【主要施策】

- ☐ 桂川町上水道事業基本計画の策定
- ☐ 水源及び施設の維持・確保
- ☐ 水資源に対する町民意識の啓発

## ②健全な污水处理環境の整備

- 環境衛生の向上及び公共水域の汚染を防止するため、生活排水処理基本計画等を策定し、合併処理浄化槽設置整備事業を計画的に進め、各家庭から排出される生活排水の適正処理の向上に努めます。

## 【主要施策】

- ☐ 生活排水処理基本計画等の策定による合併処理浄化槽の整備

## 4 快適な住宅環境づくり

### (1) 現況と課題

町営住宅は平成23年3月現在で399戸ありますが、そのうち270戸が耐用年数を過ぎており、居住者の高齢化に伴う住宅のバリアフリー化も含め建替を検討する必要があります。県営土師団地の建替、民間住宅の建設等、周辺の住宅整備の動きと併せ、今後の人口の定住化を踏まえた計画的な町営住宅の建替等の調整が求められます。

また、旭ヶ丘団地は全39区画のうち18区画（平成23年1月末現在）の分譲が完了していますが、残る区画の販売促進に向けた取組が求められます。

### (2) 基本方針

- 人口の定住化につながる快適な住宅環境を整備します。

### (3) 基本施策

#### ① 快適な住宅環境の実現

- 老朽化が進む町営住宅の建替については、「町営住宅長寿命化計画」を策定し、居住者や新たな定住化に向けた利用者のニーズを把握した整備を行います。
- 旭ヶ丘団地の宅地分譲の販売を促進します。
- 既存の民間住宅の道路・側溝の改修等の環境改善を促進するとともに、新たな民間住宅の整備にあたっては適切な指導を行います。

#### 【主要施策】

- ☐ 町営住宅長寿命化計画の策定
- ☐ 町営住宅の適正な管理及び改善の促進
- ☐ 宅地分譲の推進
- ☐ 民間住宅の環境改善の促進

**基本計画** 《第3章 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり》

## 5 安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) 現況と課題

本町の防災体制は、「桂川町地域防災計画」及び「桂川町水防計画」に基づき、組織しています。

近年、異常気象による風水害の発生頻度が高まる中、大規模災害時には、消防署、消防団及び町職員だけでは対応できない事態が想定されるため、町民の防災意識の啓発に努め、要援護者対策を含めた救助・救命・避難体制づくりと自主防災組織の拡充が必要です。

町民の生命と財産を守る消防・救助体制の強化を図るため、消防団の装備・機材を整備し、若年層の消防団員への加入促進による組織の活性化を図ることが課題となっています。

防犯対策については、町民を犯罪から守るための環境づくりを推進するとともに、町民の自主防犯意識の高揚・啓発が必要となっています。

交通安全対策については、交通安全と交通事故防止のため、町民や関係機関、団体と連携した交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を図ることが必要となっており、併せて、交通環境基盤の整備も求められています。

さらに、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルが増加している中、町民の安全・安心な消費生活を確保するため、消費生活センター等関係機関との連携した消費者啓発や相談窓口等の充実が必要となっています。

### (2) 基本方針

- 町民の防災意識を高め、各種災害に対応できる防災体制を整えます。
- 交通安全対策、防犯対策、消費者生活相談を充実します。

### (3) 基本施策

#### ①防災意識の高揚と防災体制の充実

- 災害時の要援護者対策を含めた防災体制の充実を図るため、桂川町地域防災計画と連動し、町民の防災意識の啓発、自主防災組織の育成に努めます。
- 消火栓や防火水槽等消防施設の整備を図るとともに、若年層の消防団員の確保に努めます。

## 【主要施策】

- ☐ 防災意識の啓発と防災体制の整備
- ☐ 要援護者対策の充実
- ☐ 消防施設及び体制の維持・強化

## ②町民生活を守る安全対策の充実

- 安全な交通環境を維持するため、老朽化した交通安全施設の定期的な改修を進めます。
- 家庭、学校、関係機関、団体等の連携を強化し、地域の実態に即した防犯活動を推進し犯罪を防止します。また、地域住民への安全教育や啓発に努め、青色灯の見守りパトロールを推進します。
- 消費者トラブルに対する相談体制については、消費生活センター等と広域的な連携強化を図ります。

## 【主要施策】

- ☐ 交通安全対策の推進
- ☐ 防犯対策の推進
- ☐ 消費者生活相談の充実
- ☐ 防犯外灯の整備

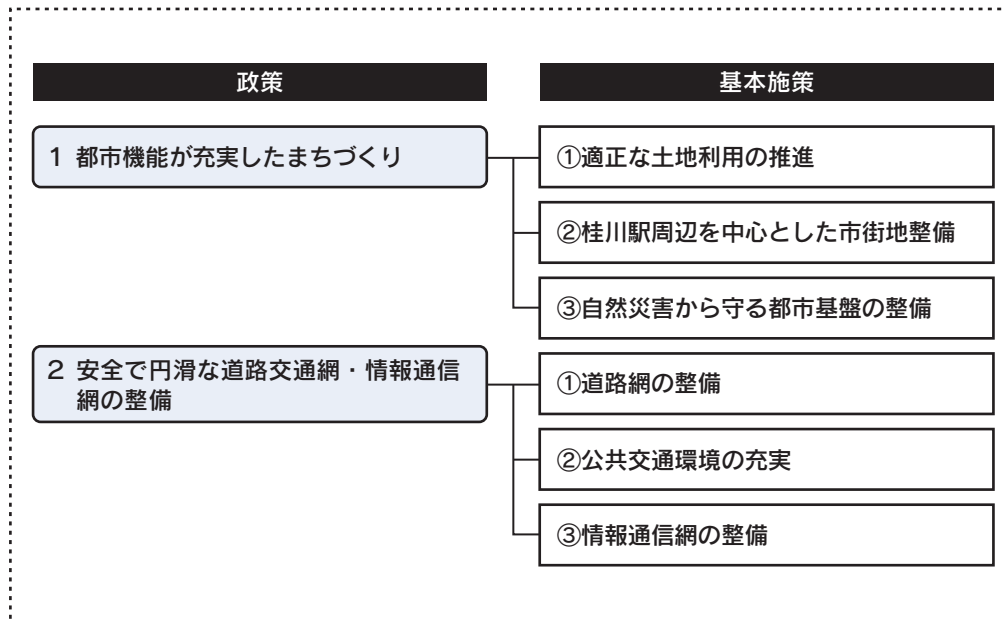




## 第4章

### 利便性の高い都市機能の充実

〈都市基盤の整備〉



基本計画

第4章 利便性の高い  
都市機能の充実



## 基本計画 《第4章 利便性の高い都市機能の充実》

## 1 都市機能が充実したまちづくり

## (1) 現況と課題

安全で利便性の高い都市基盤を確保していくためには、自然環境の保全等に配慮しながら、調和のとれた土地利用を総合的・計画的に推進していく必要があります。

特に、桂川駅は広域的な交流拠点として、今後の定住化を進めていく上でも、福岡都市圏等とのアクセス環境の優位性を生かした利便性の高い都市基盤整備を進めていく必要があります。

また、近年、異常気象による大雨洪水等の被害が増加しており、浸水防止対策及び河川改修等の治山治水対策による災害に強い都市基盤の整備が求められています。

## (2) 基本方針

- 自然環境と調和した適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
- 広域な交流拠点としての桂川駅周辺の環境整備を進めます。
- 自然災害から守る都市基盤を整えます。

## (3) 基本施策

## ①適正な土地利用の推進

- 自然環境と調和した適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
- 耕作放棄地や遊休地に対し、有効な土地利用策を検討します。

## 【主要施策】

- ☐ 適正かつ合理的な土地利用の推進

## ②桂川駅周辺を中心とした市街地整備

- 桂川駅周辺整備基本計画に基づき、事業化手法を検討し、段階的な整備を推進します。
- 桂川駅周辺及び庁舎周辺を結ぶアクセス道路の整備を推進します。

## 【主要施策】

- ☐ 桂川駅周辺の整備
- ☐ 都市計画道路の整備

## ③自然災害から守る都市基盤の整備

- 大雨等による災害から町民の生活の安全を守るため、関係機関と河川改修、土砂災害対策について協議し、安全対策に努めます。

## 【主要施策】

- ☐ 治山治水対策の推進

## 2 安全で円滑な道路交通網・情報通信網の整備

### (1) 現況と課題

町内の道路網は幹線道路である国道200号とこれらに接続する県道や町道、農道等からなっています。

1・2級町道においては、改良率、舗装率とも順調な整備が進められているところですが、都市計画道路については、現状に即した道路幅員の見直し及び計画的な整備が求められています。

また、老朽化が進む橋梁の計画的な改修及び長寿命化に向けた取組が必要となっています。

本町の公共交通としては、JRをはじめ民間路線バス等が通勤・通学・買い物等の重要な交通手段となっていますが、近年の近隣自治体の民間路線バスの廃止等に伴い、公共交通に対する需要は高まることが予想され、町民ニーズに合った交通手段の確保が求められます。

情報化社会が進む中、町民がインターネット等の情報通信手段を有効に活用した生活サービスが享受できる高速情報通信基盤の整備が求められています。

### (2) 基本方針

- 安全で利便性の高い道路網の整備を推進します。
- 交通機関が一体となった公共交通体系の整備に努めます。
- 情報化社会に対応した高速情報通信網の整備に努めます。

### (3) 基本施策

#### ①道路網の整備

- 国道200号及び県道については、改良整備やバイパス新設を関係機関に積極的に要望し、整備を推進します。
- 町民が安全で安心して歩行や通行ができるよう、町内の生活道路の維持管理に努めるほか、歩道の整備、側道の除草等、地域の実情に応じた道路の環境整備に取り組みます。
- 老朽化が進む橋梁については、長寿命化及び耐震性にも考慮した改修を行います。

【主要施策】

- ☐ 幹線道路の整備
- ☐ 生活道路の整備
- ☐ 橋梁の点検・維持管理の強化

②公共交通環境の充実

○公共交通による町民の生活移動手段の確保を図るため、路線バスを中心とした公共交通網の維持・改善を求めています。

【主要施策】

- ☐ 公共交通手段の維持・充実

③情報通信網の整備

○町民生活の利便性の向上を図るため、高速情報通信網の整備に努めます。

【主要施策】

- ☐ 高速情報通信網の整備

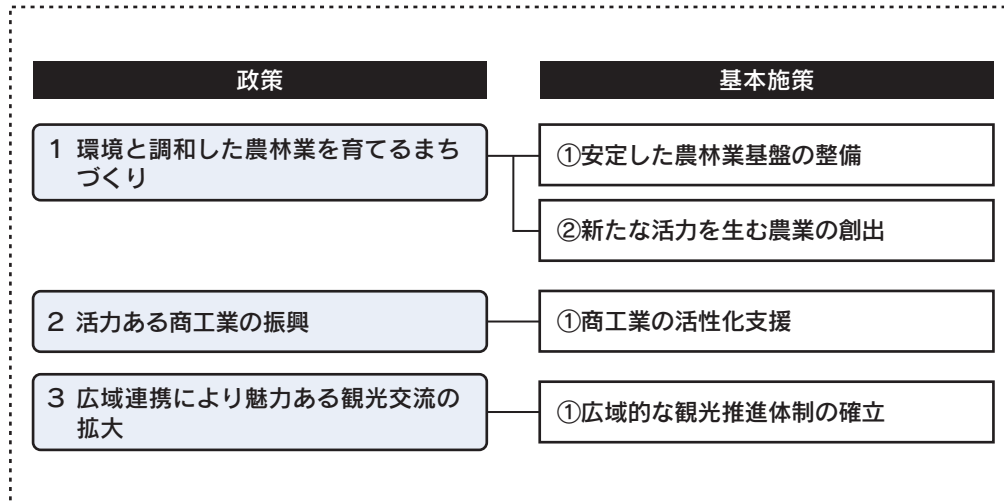


福祉バス

## 第5章

# 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保

〈産業の振興〉



基本計画

第4章 利便性の高い  
都市機能の充実

第5章 地域資源を生かした産  
業づくりと雇用の確保

## 基本計画 《第5章 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保》

# 1 環境と調和した農林業を育てるまちづくり

## (1) 現況と課題

本町の農業は、水稻、大豆、いちご等が基幹作物となっていますが、水稻では販売価格の低迷や温暖化による品質低下、収量減収等により、農家経営は厳しくなっています。また、高齢化、兼業化、混住化等の進行に伴う遊休農地の増加や集落機能の低下により、農業用水、農道等の農業施設の適切な保全管理が困難な状況となっています。一方では認定農業者が増加しており、それぞれに独自の農業が展開されています。

近年、自然と一体になった農業の展開、安全な農産物の生産、将来の食料不足への備えなどが非常に重要となっており、今後は長期的な視野に立ちながら、地域の農業を地域で守るという意識を持ち、農地の耕作管理や農業施設の適切な管理を進めていくことが望まれます。また、担い手不足を解消していくため、担い手を育成・確保していく必要があります。

林業については、近年、収益性の低下による生産活動の低迷、就業者の減少や高齢化等、厳しい状況にあり、従来通りの生産活動を維持していくことは非常に困難となっています。一方、森林は自然環境に対する公益的機能を持っており、環境保全の面からも森林整備が必要となっています。

## (2) 基本方針

- 農林業を安定して進められる生産基盤を確保します。
- 収益力のある農業を創出し、農業の活性化を図ります。

## (3) 基本施策

### ①安定した農林業基盤の整備

- これから定年退職を迎える方や若手の農業従事希望者、女性農業者等を多様な担い手としてとらえ、認定農業者を中心に意欲と能力のある担い手の育成・支援を行います。また、飯塚普及指導センターや嘉穂総合高校等と連携を図り、体験農業等を実施することで、担い手の育成を推進します。
- 農地の利用集積・流動化の促進を図り、認定農業者、集落営農組織や機械利用組合等による大規模な農業経営を推進することで、遊休農地の拡大を防止します。
- 地域ぐるみで取り組む農道・農業用水等の保全活動への支援とともに、計画的な施設の整備に努めます。

○国土保全、水源涵養等、森林の持つ多面的な機能の維持・発展を図るために森林所有者、森林組合と連携を図り、森林資源の保護・育成に努めます。

### 【主要施策】

- ☐ 担い手等の育成・確保
- ☐ 農地の集積・有効活用
- ☐ 地域活動への支援
- ☐ 農地・農道・農業用水等の整備
- ☐ 森林の保全・育成の推進

### ②新たな活力を生む農業の創出

- とれたて村を中心に地元産品の販売を拡大するとともに、福岡嘉穂農業協同組合や嘉穂総合高校と連携しながら、消費者のニーズにあった特産品や加工品の開発・販売を進めます。
- 無農薬作物や減農薬・減化学肥料栽培作物等の生産を推進し、人や環境にやさしい農業を進めていきます。
- 地元農産物を学校給食等へ取り入れる等、地産地消に向けての体制づくりを進めていきます。

### 【主要施策】

- ☐ 農産物の生産性向上の促進
- ☐ 特産品開発の支援
- ☐ 安全・安心の農業の促進
- ☐ 地産地消の推進



農業



**基本計画** 《第5章 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保》

## 2 活力ある商工業の振興

### (1) 現況と課題

本町の商業については、商店街や大型店舗等の商業集積ができておらず、飯塚市や福岡都市圏へのアクセス環境が良いことから、購買力の町外流出が続いています。しかし、「桂川町商工会」を中心に「夏まつり桂川」や「商工まつり桂川」といったイベントを開催することで、商業の活性化に努めています。こうした地元の活力を生かし、特産品の開発等の取組により、地元産業の活性化を促進することが必要となっています。

また、工業については、4つの工業団地を造成し、企業誘致に努めています。工業は、地域経済の活性化、町民の定住化及び雇用創出等、様々な面で地域振興にとって重要であることから、今後も企業誘致を積極的に推進するとともに、既存企業の体質強化を図るための情報提供や企業間の連携強化を推進していくことが求められます。

### (2) 基本方針

- 商工業の維持・発展に向けた取組を支援します。
- 関係機関と連携を図りながら、企業誘致を行います。

### (3) 基本施策

#### ①商工業の活性化支援

- 関係機関と連携を図りながら、企業へ情報提供し企業誘致を行います。
- 商工会と連携し、地域に密着した商業の活性化を図るとともに、資金制度の活用等を推進することで支援を行います。

#### 【主要施策】

- ☐ 新たな企業誘致の推進
- ☐ 地元商店の活性化

### 3 広域連携により魅力ある観光交流の拡大

#### (1) 現況と課題

本町は「王塚古墳」を中心に伝統行事等の歴史文化をテーマにした観光振興を進めていますが、平成21年度の本町の観光入込客数は14,000人と少なく、観光の産業化は厳しい状況にあります。

今後、町の観光振興を高めるためには、王塚古墳を含めた観光地としての魅力づけや新たな観光資源の発掘が必要です。また、持続できる観光振興を進めるには、観光による集客を生かした産業の活性化が必要であり、観光振興を基軸とした農業、商工業等の地元産業の振興として、特産品の開発や農業体験等による交流型産業の拡大が期待されています。

#### (2) 基本方針

- 地域資源を再検証し、まちの観光地の魅力づくりを進めます。
- 広域エリアでの連携による観光推進により、まちへの集客力を高めます。

#### (3) 基本施策

##### ①広域的な観光推進体制の確立

- 「王塚装飾古墳館」をまちの観光振興の拠点として、「古代の謎フェスティバル」等の観光イベントやインターネット等における情報発信等、集客につながる観光PRを進めます。
- 福岡県、飯塚市、嘉麻市との連携により策定した「嘉飯にぎわい交流都市圏構想」を基に、嘉飯地域での観光ルート・マップを作成し、広域的な観光推進体制を構築します。
- 地域の新たな観光資源を発掘するほか、豊かな自然やキャンプ場等のアウトドア施設を持つ優位性を生かした、季節感のある観光資源(花・風景等)の活用を促進していきます。
- 各種関係団体との連携を図り、特産品開発や農業体験事業の実施等、観光商品の開発を進めます。

##### 【主要施策】

- ☐ 王塚装飾古墳館を観光拠点とする観光PRの推進
- ☐ 広域連携による観光ルートの開発
- ☐ 観光商品の開発支援



資料編

資料編

## 1 第5次桂川町総合計画審議会策定経緯

| 審議会 | 開催年月日      | 審議の内容等                                                                                                                            |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成22年7月8日  | 1 委嘱辞令交付式<br>2 委員及び事務局の紹介<br>3 審議会条例について<br>4 会長・副会長の選出について<br>5 会長・副会長あいさつ<br>6 第5次桂川町総合計画の諮問について<br>7 総合計画について<br>8 住民アンケートについて |
| 第2回 | 10月13日     | 1 住民アンケート結果の概要報告について<br>2 住民アンケート結果及び各課ヒアリング等に基づく重要課題等について                                                                        |
| 第3回 | 12月27日     | 1 基本構想(案)について                                                                                                                     |
| 第4回 | 平成23年1月28日 | 1 基本構想(案)に対するパブリックコメントについて<br>2 基本計画(案)について                                                                                       |
| 第5回 | 2月10日      | 1 第5次桂川町総合計画(案)について<br>2 第5次桂川町総合計画(案)の答申(案)について                                                                                  |
| 第6回 | 2月22日      | 1 第5次桂川町総合計画(案)の答申                                                                                                                |

## 2 桂川町第5次総合計画審議会委員名簿

|   | 氏 名   | 選出団体役職等               | 備 考          |
|---|-------|-----------------------|--------------|
| ◎ | 青柳 久善 | 桂川町議会議長               |              |
|   | 竹本 慶吉 | 桂川町議会総務経済建設委員長        |              |
|   | 下川 康弘 | 桂川町議会文教厚生委員長          |              |
|   | 北原 裕丈 | 桂川町議会総務経済建設副委員長       | ～平成22年11月18日 |
|   | 本田 英子 | 桂川町議会文教厚生副委員長         |              |
|   | 原中 政廣 | 桂川町議会総務経済建設委員         | 平成22年11月25日～ |
| ○ | 伊藤 鐵雄 | 桂川町区長会会長              |              |
|   | 安河内浩子 | 桂川町婦人会会長              |              |
|   | 神崎 末吉 | 桂川町老人クラブ連合会会長         |              |
|   | 中嶋 團次 | 桂川町商工会会長              |              |
|   | 神崎 義徳 | 福岡嘉穂農業協同組合桂川支所支所長     |              |
|   | 樋口 惇  | 桂川町社会福祉協議会会長          |              |
|   | 大野 円  | 桂川町食生活改善推進会会長         |              |
|   | 山口 健二 | 桂川町文化連合会会長            |              |
|   | 鎌田 俊浩 | 桂川町体育協会会長             |              |
|   | 青山堅太郎 | 桂川町教育委員会委員長           |              |
|   | 吉住 精二 | 桂川町農業委員会副会長           |              |
|   | 坂田 勲  | 桂川町人権教育啓発推進委員会会長      |              |
|   | 原田 宣次 | 桂川町古代の謎フェスティバル実行委員会会長 |              |
|   | 城戸 剛  | 桂川町の明日を創る会会長          |              |
|   | 高橋 孝則 | 学識経験者(一般公募)           |              |
|   | 野上 敏博 | 学識経験者(一般公募)           |              |
|   | 堀井 敏男 | 学識経験者(一般公募)           |              |

◎会長 ○副会長



### 3 諮問／答申

< 諮問 >

22桂企調第164号  
平成22年7月8日

桂川町総合計画審議会長 殿

桂川町長 井 上 利 一

第5次桂川町総合計画について（諮問）

地方自治法第2条第4項に規定する本町行政の総合的かつ計画的な運営を図るため基本構想を策定したいので、桂川町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

< 答申 >

平成23年2月22日

桂川町長 井 上 利 一 様

桂川町総合計画審議会

会 長 青 柳 久 善

第5次桂川町総合計画について（答申）

平成22年7月8日付け第164号で諮問された「第5次桂川町総合計画（案）」について、桂川町総合計画審議会において慎重に審議した結果、本審議会の決定を得たのでここに答申します。

「第5次桂川町総合計画（案）」のとおり決定されることについては、適当と認められます。

なお、第5次桂川町総合計画については、今後その実効性ある施策を実施し、町民理解のもと

「協働で未来（夢）を拓く笑顔あふれるまち“けいせん”」を目指して、本計画を着実に推進されるよう要望します。

## 4 桂川町総合計画審議会条例

昭和45年7月28日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、桂川町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、本町の将来目標と基本構想を明らかにし、町勢振興を図る桂川町総合計画に関する必要な協議を行うため、桂川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会の委員は、22人以内をもつて組織する。

2 委員は、町議会の議員及び公共的団体、学識経験者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が審議会に諮つて別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。



## 第5次桂川町総合計画

発行：平成23年3月 桂川町  
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1  
TEL：0948-65-1100／FAX：0948-65-3424  
町公式HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>